

⑮路面性状調査業務 共通歩掛

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備	1式当り			0.5	1.0	1.0	1.0		
②	報告書作成									
"	解析	100km当り			0.5	1.0	2.0	4.0		電子計算機使用料 5.0%
"	路面性状データ予測	100km当り				1.0	1.5	3.0		電子計算機使用料 3.0%
"	資料出力	100km当り				0.5		1.5		電子計算機使用料 3.0%
③	路面性能評価図データ作成									
"	路面性状評価図データ作成	100km当り				2.0	4.0	4.0		電子計算機使用料 3.0%
"	路面性状評価図データ入力	100km当り				1.0	1.0	3.0		電子計算機使用料 3.0%
④	舗装履歴データ作成	250件当り				2.0	3.0	3.0		電子計算機使用料 3.0%
⑤	詳細調査									
"	ひびわれの分布状況の分析	100km当り				0.5	1.5			電子計算機使用料 5.0%
"	凹凸発生箇所の特定制	100km当り				0.5	1.5	2.0		電子計算機使用料 3.0%
"	補修候補箇所検討	100km当り				0.5	1.0			電子計算機使用料 2.0%
"	重要管理区間の設定	100km当り				0.5	1.0	2.0		電子計算機使用料 2.0%
⑥	照査	1式当り			1.0	1.0	1.0			電子計算機使用料 3.0%
⑦	協議打合せ	1式当り			1.0	1.5	1.0			

路面性状調査業務 共通歩掛

(单位:人)

[illegible]

注1 諸経費体系について、①～⑦は設計業務等、⑧～⑨は測量業務を適用すること。

注2 電子計算機使用料は直接経費として計上すること。

⑬道路施設現況調査業務 共通歩掛

(單位:人)

[illegible]

⑪ 道路構造物点検業務 共通歩掛

(単位:人)

項目		主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
① 計画準備	10箇所当り			2.0		12.0	10.5	4.5	
② 打合せ協議 当初打合せ	1業務当り			0.5	0.5				
打合せ協議 中間打合せ	1業務当り				0.5		0.5		
打合せ協議 最終打合せ	1業務当り			0.5	0.5				
擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検のみ	10,000m2当り					4.0	4.0	8.0	ひび割れ密度C(m/m2) C=0.0
擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					7.0	7.0	14.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.0<C≤0.15
擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					10.0	10.0	20.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.15<C≤0.25
擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					12.0	12.0	24.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.25<C≤0.35
擁壁点検、高所作業車を用いないボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					16.0	16.0	32.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.35<C
高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検のみ	10,000m2当り					8.0	8.0	12.0	ひび割れ密度C(m/m2) C=0.0
高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					10.0	10.0	15.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.0<C≤0.15
高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					14.0	14.0	21.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.15<C≤0.25
高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					16.0	16.0	24.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.25<C≤0.35
高所作業車を用いるボックスカルバート点検 近接目視点検+打音検査・叩き落し	10,000m2当り					20.0	20.0	30.0	ひび割れ密度C(m/m2) 0.35<C
⑤ 点検表・報告書作成	10箇所当り			3.0		7.0	8.0	8.0	

⑩ 歩道橋定期点検歩掛

項 目		単位数量	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考欄
①	歩道橋台帳・点検帳票等の収集・出力	10 橋当り			0.50		0.50	
②	業務計画書作成	10 橋当り	0.50	1.00		2.00	1.50	
③	現地踏査	10 橋当り	1.00		1.00	3.00	2.00	
④	関係機関との協議資料作成	10 機関当り			6.00	5.00	1.00	
⑤	歩道橋定期点検【地上・梯子】	100 ㎡当り			1.00	1.00	1.00	点検日数:1.0 日/100 ㎡
⑥	歩道橋定期点検【リフト車】	100 ㎡当り			0.80	0.80	0.80	点検日数:0.8 日/100 ㎡
⑦	歩道橋定期点検【点検車】	100 ㎡当り			0.60	0.60	0.60	点検日数:0.6 日/100 ㎡
⑧	歩道橋定期点検【足場】	100 ㎡当り			0.50	0.50	0.50	点検日数:0.5 日/100 ㎡
⑨	ファイバースコープによる間接目視点検	10 箇所当り			1.00	1.00	1.00	点検日数:1 日/10 箇所
⑩	点検調書の作成	100 ㎡当り			0.40	0.80	0.80	
⑪	歩道橋診断書の作成	10 橋当り	1.00	1.50	1.00			
⑫	クラックマップ等の作成及び形状寸法把握(コンクリート部材)	100 ㎡当り			0.50	1.00	1.00	
⑬	概算補修数量の算出及び形状寸法把握(鋼部材)	100 ㎡当り			0.50	1.00	1.00	
⑭	報告書作成	10 橋当り	1.00	1.00	2.00	2.00	3.00	
⑮	打合せ協議	1 業務当り	1.50	1.50	1.50			

※諸経費体系について、設計業務等を適用すること。

附属物（標識・照明等）定期点検歩掛

(単位：人)

項目		単位数量	主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考欄
1	附属物（標識・照明等）台帳等の収集・出力	100基当り					1.00	3.00	2.00	
2	業務計画書作成	1業務当り			1.00	1.00	2.00	3.00	3.00	
3	現地踏査	100基当り		5.00				5.00	5.00	
4	関係機関との協議資料作成	10機関当り					6.00	6.00	3.00	
5	門型標識等定期点検（4車線未満）【リフト車】	100基当り					40.00	40.00	40.00	点検日数：40日／100基当たり
6	門型標識等定期点検（4車線以上）【リフト車】	100基当り					55.00	55.00	55.00	点検日数：55日／100基当たり
7	門型標識等定期点検（4車線未満）【点検車】	100基当り					40.00	40.00	40.00	点検日数：40日／100基当たり
8	門型標識等定期点検（4車線以上）【点検車】	100基当り					55.00	55.00	55.00	点検日数：55日／100基当たり
9	F、逆L、T型標識等定期点検【リフト車】	100基当り					12.50	12.50	12.50	点検日数：12.5日／100基当たり
10	F、逆L、T型標識等定期点検【点検車】	100基当り					12.50	12.50	12.50	点検日数：12.5日／100基当たり
11	単柱、複柱式標識等定期点検【地上・梯子】	100基当り					8.00	8.00	8.00	点検日数：8日／100基当たり
12	共架型、添架式標識等定期点検【地上・梯子】	100基当り					12.50	12.50	12.50	点検日数：12.5日／100基当たり
13	共架型、添架式標識等定期点検【リフト車】	100基当り					15.00	15.00	15.00	点検日数：15日／100基当たり
14	照明灯定期点検【地上・梯子】	100基当り					8.00	8.00	8.00	点検日数：8日／100基当たり
15	照明灯定期点検【リフト車】	100基当り					12.50	12.50	12.50	点検日数：12.5日／100基当たり
16	照明灯定期点検【点検車】	100基当り					15.00	15.00	15.00	点検日数：15.0日／100基当たり
17	共架型、添架式照明定期点検【リフト車】	100基当り					12.50	12.50	12.50	点検日数：12.5日／100基当たり
18	F、逆L、T型標識等定期点検（中間点検）	100基当り					8.00	8.00	8.00	計測器具等損料：10% 点検日数：8日／100基当たり
19	単柱、複柱式標識等定期点検（中間点検）	100基当り					6.00	6.00	6.00	計測器具等損料：10% 点検日数：6日／100基当たり
20	共架型、添架式標識等定期点検（中間点検）	100基当り					8.00	8.00	8.00	計測器具等損料：10% 点検日数：8日／100基当たり
21	照明灯定期点検（中間点検）	100基当り					8.00	8.00	8.00	計測器具等損料：10% 点検日数：8日／100基当たり
22	共架型、添架式照明定期点検（中間点検）	100基当り					8.00	8.00	8.00	計測器具等損料：10% 点検日数：8日／100基当たり
23	残存板厚調査	10基当り			0.50	1.00	1.50	1.50		計測器具等損料：12% 点検日数：1.5日／10基当たり
24	磁粉探傷試験	10基当り				2.50		2.50		計測器具等損料：50% 点検日数：2.5日／10基当たり
25	浸透探傷試験	10基当り				2.50		2.50		計測器具等損料：20% 点検日数：2.5日／10基当たり
26	点検調書の作成	100基当り			1.00	5.00	10.00	20.00	20.00	
27	診断	100基当り				5.00	5.00	5.00		
28	報告書作成	1業務当り			1.00	2.00	4.00	4.00	2.00	
29	打合せ協議（中間2回）	1業務当り			1.00	2.00	1.00			

※諸経費体系について、設計業務等を適用すること。

⑳モノレール（インフラ部構造物）定期点検

1. 適用範囲

本歩掛は、『大阪モノレール点検要領（案）＜平成25年9月＞』（以降、「府点検要領」という。）に基づいて実施するモノレール（インフラ部構造物）定期点検に適用する。

2. 業務委託料の積算

イ) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \}\end{aligned}$$

ロ) 各構成要素の算定

(イ) 直接人件費

設計業務等に従事する者の人件費とする。なお、各称およびその基準日額は別途定める。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費とし直接経費（積算計上分）は次に示すものとする。

- a) 旅費交通費
- b) 機械器具損料（賃料）
- c) 電子成果品作成費
- d) 安全費

(ハ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ニ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ホ) 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

3. 各項目の業務内容

(1) 計画準備

1) 業務計画書作成

業務計画書及び点検対象の施設毎の詳細な点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等を収集する。

(2) 現地踏査

モノレール（インフラ部構造物）定期点検に先立って現地踏査を行い、施設の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか施設の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段について現場の概況を調査記録（写真撮影含む）する。

(3) 関係機関との協議資料作成

モノレール（インフラ部構造物）定期点検に必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等を収集する。

(4) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【支柱】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、モノレール支柱の定期点検を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。鋼製支柱については、支柱点検口より内部の近接目視を実施する。

なお、き電停電対象外の範囲は、地上から首下1mまでの柱部となり、き電停電対象の範囲は、首下1mから高所となるため、首下1mから高所の点検は、き電停電後（0:30～4:00）の作業とし、地上から首下1mまでの柱部の点検は、昼間（08:00～17:00）の作業とする。

また、項目は以下のとおり分類している。

- 1) R C支柱【T型・逆L型】
- 2) R C支柱【小判型・擁壁式】
- 3) 鋼製支柱【T型・逆L型】
- 4) 鋼製支柱【門型】

(5) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【モノレール橋】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、モノレール橋定期点検を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。桁内部については、点検口より近接目視を実施する。なお、モノレール橋の定期点検は、き電停電後（0:30～4:00）の作業とする。

(6) モノレール（インフラ部構造物）定期点検【分岐橋】

「府点検要領」に基づき、梯子、リフト車等を用いて、分岐橋下面を近接目視で行う。近接目視に加えて、ボルトの緩み確認や触診、点検ハンマーによるたたき検査を実施する。

なお、き電停電対象外は地上から分岐橋下面、き電停電対象は分岐橋下面から高所となるため、分岐橋下面の点検は昼間（08:00～17:00）の作業とする。

(7) 磁粉探傷試験

疲労が生じる条件にある、支承上のソールプレート回り、主桁と横桁の交差部、横桁取付けのガセット回りなどにおいては、塗膜表面に異常（例えば、塗膜の割れ、錆汁の発生）などが発見され、き裂かどうか目視のみでは判別できない箇所に対して、「府点検要領」付-34に基づき、調査を実施する。

(8) 点検調書の作成

点検結果をもとに、「府点検要領」に基づいた点検表（大阪モノレール構造物維持管理支援システム 健全度評価表、損傷図・写真など）を作成し、国土交通省道路局へ報告する点検表記録様式をエクセル形式で作成する。

(9) 診断

点検または詳細調査により得た施設の損傷状況を踏まえて、部材単位、施設単位での健全性の診断を行う。

施設毎の施設の診断にあたっては、「部材単位の診断」を踏まえて、総合的に判断し、施設の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい部材の評価で代表させる。

(10) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(11) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ（標準2回）、成果品納入時に行う。

業務着手時：点検対象、点検内容等の打ち合わせを行い、合わせて既存資料等の貸与を行う。

中間打合せ：① 現地踏査結果完了後、実施計画書を下に点検方法や点検工程の確認を行う。

② 現地点検が完了した時点で、点検結果の報告を行う。

成果品納入：成果品が完成した時点で、納品打ち合わせを行う。

モノレール定期点検【適用歩掛り】

(単位：人)

項目		単位数量	主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考欄
①	業務計画書作成	1 業務当り			1.00	1.50	1.50	2.50	5.00	
②	現地踏査	100施設当り			3.00		10.00	10.00	5.00	
③	関係機関との協議資料作成	10機関当り					5.50	5.50	4.00	
④	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m未満】【地上・梯子】(き電停電あり)	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：3日／10基
⑤	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m以上】【リフト車】(き電停電なし)	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑥	R C T 型・逆 L 型支柱【支柱高4m以上】【リフト車】(き電停電あり)	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：2日／10基
⑦	R C 小判型・擁壁式支柱【リフト車】(き電停電なし)	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑧	R C 小判型・擁壁式支柱【リフト車】(き電停電あり)	10基当り					3.50	3.50	3.50	点検日数：2日／10基
⑨	鋼製 T 型・逆 L 型支柱【リフト車】(き電停電なし)	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：2日／10基
⑩	鋼製 T 型・逆 L 型支柱【リフト車】(き電停電あり)	10基当り					3.50	3.50	3.50	点検日数：2日／10基
⑪	鋼製 門型支柱【リフト車】(き電停電なし)	10基当り					2.00	2.00	2.00	点検日数：4日／10基
⑫	鋼製 門型支柱【リフト車】(き電停電あり)	10基当り					3.00	3.00	3.00	点検日数：8日／10基
⑬	モノレール橋【リフト車】(き電停電あり)	10m当り					1.00	1.00	1.00	点検日数：1日／10m
⑭	分岐橋【リフト車】(き電停電なし)	1,000㎡当り				1.00	2.00	3.50	3.50	点検日数：3日／1,000㎡
⑮	磁粉探傷試験	10箇所当り					4.00	4.00		点検日数：2日／10箇所 計測機器等損料 10%
⑯	点検調書の作成	100施設当り					20.00	33.00	39.00	
⑰	診断	100施設当り			10.00	15.00	10.00			
⑱	報告書作成	1 業務当り			2.00	2.00	4.00	2.00		
⑲	打合せ協議	1 業務当り			1.50	2.00		1.00		

⑳ 自転車通行空間詳細設計

1. 適用範囲

この積算基準は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）、「大阪府自転車通行空間法定外表示 実施要領」（以下、実施要領）、及び「自転車通行を考慮した交差点設計の手引き」に基づき、ガイドラインに示される自転車専用通行帯や、自転車と自動車を混在通行とする道路（車道混在）の整備形態における、自転車通行空間の詳細設計（法定または法定外の路面標示（※）の配置計画及び計画平面図等、当該設計区間の工事に必要な設計図書作成）を行う場合に適用する。

なお、設計延長は道路中心線延長の区間延長とする。

（※）路面標示：路面のカラー、ピクト表示（自転車マーク）、矢印、文字表示、自転車指導帯、歩行者の通行空間を示すピクト表示、その他注意喚起のための路面標示及び啓発看板）

2. 自転車通行空間詳細設計 標準歩掛

標準歩掛

(1km 当り)

職種 区分	直接人件費				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
設計計画	0.5	0.5			
現地踏査		0.5	0.5	1.0	
関係機関との協議資料作成			1.0	1.0	1.0
平面図等作成		0.5	1.5	3.0	4.5
数量計算			1.0	0.5	2.5
照査	1.0	0.5	0.7	0.7	
報告書の作成			1.0	0.5	1.0

各業務の内容は以下のとおりとする。

（１）設計計画

業務概要、実施方針、業務工程等の業務計画書の作成を行う。

（２）現地踏査

設計区間における現況道路の現地踏査を行い、自転車通行空間の詳細設計に必要な情報を収集・把握し現地踏査結果報告書を作成する。なお、現地踏査の際には、現況道路の車道幅員、現況道路における停止線、自転車横断帯等の区画線や、視覚障がい者誘導用ブロックの位置の確認を行う。また、自転車が車道路肩を走行する際に、自転車の車輪が落ちこむ恐れのある集水桝蓋など、自転車の車道走行に支障となる構造物の確認を

行う。

(3) 関係機関との協議資料作成

現地踏査報告書の内容を踏まえ、既存道路台帳平面図に現況区画線の情報を記載した平面図を作成するとともに、ガイドラインや実施要領に基づき自転車通行空間の路面標示を配置した計画検討図をはじめ、関係機関との協議に必要な資料を作成する。

(4) 平面図等作成

関係機関との協議を踏まえ、当該設計区間における計画平面図、標準横断図を作成する。なお、関係機関協議の過程で、自転車横断帯の撤去等に伴う、横断防止柵や縁石等の改修が必要となった場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行う。また、現地踏査の結果、自転車の車道走行に支障となる集水枡蓋の改修などが必要な場合は、小構造物の設計及び構造図の作成を行うものとする。なお、縦断及び横断設計は行わない。

(5) 数量計算

関係機関との協議が整った計画平面図等を基に当該設計区間の工事に必要な数量計算書を作成する。

(6) 照査

計画平面図等及び数量計算書に現地踏査結果の内容が設計に反映されているかの確認を行う。また、計画平面図等及び数量計算書の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書の作成

この設計の報告書を作成する。

3. 打合せ協議

自転車通行空間詳細設計における打合せは、以下のとおりとし、業務着手時、中間打合せ（標準１回）、成果品納入時を標準とする。

打合せ協議

(1 業務当り)

職種 区分	直接人件費			
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C
業務着手時	0.5	0.5	0.5	
中間打ち合わせ（１回当り）	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

4. その他

電子成果品作成費は、設計業務等標準積算基準書に基づき算出するものとする。

②② 路面下空洞調査等業務

(1) 路面下空洞調査歩掛

(単位:人)

項 目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員	備考
1	計画準備	1式当り			0.5	1.3	4.0	3.0					電子計算機使用料3%
2	現地踏査	100km当り				6.0	6.0	2.0					
3	一次調査(データ整理)	100km当り			5.0	15.0	30.0	45.0	45.0				電子計算機使用料3%
4	二次調査(データ整理)	10箇所当り			1.0	2.0	2.0	3.0					電子計算機使用料3%
5	報告書作成	1式当り			1.0	2.0	3.0	3.0	3.0				電子計算機使用料3%
6	照査	1式当り			4.0								
7	協議打合せ	1式当り											
	着手時	1回当り			0.5	0.5							
	中間	2回当り				1.0	1.0						
	納品時	1回当り			0.5	0.5							
8	一次調査(車道部探査)	100km当り								5.0	5.0	5.0	機械経費:125% 材料費:25%
9	(ハンディ型地中レーダー探査及びスコープ調査)	10箇所当り								3.3	3.3	3.3	機械経費:50% 材料費:20%

注1 諸経費体系について、①～⑦は設計業務等、⑧～⑨は地質調査業務を適用すること。

注2 一次調査、二次調査それぞれの機械経費・材料費は労務費に対して率計上すること。

(2) 道路防災点検歩掛

(単位:人)

項 目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
1	計画準備	1業務当り			1.0	1.5	1.5			
2	防災点検(第1絞込み)	10km当り				2.0	2.0	3.0	4.0	
3	防災点検(第2絞込み)	10km当り				2.0	2.0	3.0	4.0	
4	防災点検(安定度調査)(平地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				1.5		2.0	3.0	
5	防災点検(安定度調査)(丘陵地・低山地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				1.5		2.5	3.0	
6	防災点検(安定度調査)(高山地) 落石・崩壊、岩盤崩落、地滑り、土石流	10箇所当り				2.0		3.0	3.5	
7	防災点検(安定度調査)盛土	10箇所当り				0.8		2.0	3.5	
8	防災点検(安定度調査)擁壁	10箇所当り				0.8		2.0	3.5	
9	防災点検(安定度調査)橋梁基礎の洗掘	10箇所当り				1.8		3.0	5.5	
10	安定度調査票等作成	10箇所当り				1.0	1.0	2.0	2.0	
11	経過観察用資料作成	10箇所当り				1.0	2.0	2.0		
12	報告書作成	10箇所当り			0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	

(4)道路台帳構造化データ修正歩掛

(単位:人)

[illegible]

(5)橋梁定期点検委託 共通歩掛

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備(橋梁台帳・点検帳票等の収集・出力)	10橋当り						0.5	0.5	
②	計画準備(業務計画書作成)	10橋当り			0.5	0.5		2.0	2.0	
③	現地踏査	10橋当り			1.5		3.0	3.0	1.0	
④	関係機関との協議資料作成	10機関当り					6.0	5.0	1.0	
⑤	橋梁点検(橋長15m未満)【地上・梯子】	1000m2当り					3.5	3.5	3.5	点検日数 3.5日/1000m2
⑥	橋梁点検(橋長15m未満)【リフト車】	1000m2当り					4.0	4.0	4.0	点検日数 4.0日/1000m2
⑦	橋梁点検(橋長15m未満)【点検車】	1000m2当り					3.0	3.0	3.0	点検日数 3.0日/1000m2
⑧	橋梁点検(橋長15m未満)【足場】	1000m2当り					3.5	3.5	3.5	点検日数 3.5日/1000m2
⑨	橋梁点検(橋長15m未満)【船上】	1000m2当り					3.0	3.0	3.0	点検日数 3.0日/1000m2
⑩	橋梁点検(橋長15m以上)【地上・梯子】	1000m2当り					2.0	2.0	2.0	点検日数 2.0日/1000m2
⑪	橋梁点検(橋長15m以上)【リフト車】	1000m2当り					2.5	2.5	2.5	点検日数 2.5日/1000m2
⑫	橋梁点検(橋長15m以上)【点検車】	1000m2当り					1.5	1.5	1.5	点検日数 1.5日/1000m2
⑬	橋梁点検(橋長15m以上)【足場】	1000m2当り					2.0	2.0	2.0	点検日数 2.0日/1000m2
⑭	橋梁点検(橋長15m以上)【船上】	1000m2当り					1.5	1.5	1.5	点検日数 1.5日/1000m2
⑮	点検調書の作成	1000m2当り					1.5	2.5	3.0	
⑯	橋梁診断書の作成	10橋当り			1.0	1.5	1.0	0.5		
⑰	クラックマップ等の作成および形状寸法把握	1000m2当り					1.0	2.0	3.0	次回点検までに補修が見込まれるものに限り計上する
⑱	報告書作成	10橋当り			1.3	1.3	2.5	2.5	4.0	
⑲	打合せ協議	1業務当り			1.0		2.0	1.0		業務着手時及び成果品納品時各1回、中間2回
⑳	補修・補強履歴の入力(小規模入力)	10橋当り							0.5	
㉑	補修・補強履歴の入力(大規模入力)	10橋当り							1.0	

(6)橋梁補修設計委託 共通歩掛【健全度50点以上】

(単位:人)

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	計画準備・現地踏査	1業務当り			2.0	2.5	2.5			
②	現況調査	5橋当り					6.0	6.0	6.0	
③	対策工法検討(上・下部工)	5橋当り			1.5	2.5	2.5	5.0	2.5	
④	上部工補修設計									単純橋の場合(径間補正あり)
-1	コンクリート上部工補修設計	1橋当り			0.2	0.7	1.3	4.8	3.0	
-2	鋼上部工補修設計	1橋当り			0.6	1.6	1.3	4.2	3.0	
-3	伸縮装置補修設計	1橋当り			0.1	0.5	0.7	1.0	1.0	
-4	支承補修設計	1橋当り			0.1	0.5	0.8	1.0	1.0	
-5	高欄・防護柵補修設計	1橋当り			0.1	0.2	0.5	1.0	1.0	
-6	橋面工補修設計	1橋当り			0.1	0.3	0.6	1.5	1.0	
-7	落橋防止システム補修設計	1橋当り			0.1	0.2	0.6	1.5	1.0	
⑤	下部工補修設計	1基当り				1.0	1.0	1.5		
⑥	施工計画	5橋当り			1.0	3.0	3.0	1.5	1.5	
⑦	概算工事費算出	5橋当り				1.5	2.0	3.0	3.0	
⑧	関係機関協議資料作成	1機関当り					1.0	2.0	2.0	
⑨	報告書作成	5橋当り			1.0	1.0	2.0	3.0	1.5	
⑩	設計協議	1業務当り			1.0	2.0	2.0	1.0		業務着手時及び成果品納品時各1回、中間2回
⑪	鋼製フィンガージョイントの取替設計	1橋当り				2.0	2.0	2.0		
⑫	支承取替設計	1橋当り				2.5	4.5	4.0		
⑬	検査路設置設計	1橋当り			0.5	1.0	3.0	4.0		

橋梁補修設計委託 径間補正係数(④上部工補修設計のみ適用)

項目		補正係数 α
(1)	径間補正(2径間)	0.70
(2)	径間補正(3径間)	1.10
(3)	径間補正(4径間)	1.35
(4)	径間補正(5径間)	1.63
(5)	径間補正(6径間)	2.00
(6)	径間補正(7径間)	2.30
(7)	径間補正(8径間)	2.50
(8)	径間補正(9径間)	2.70
(9)	径間補正(10径間)	2.90

※7径間以降は1径間増すごとに補正係数 α を0.2ずつ増加させる

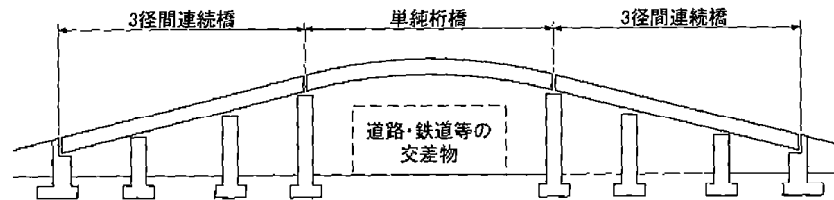
単純橋を基本に歩掛を設定しているため、2径間以上の橋梁の場合は次の式により径間補正係数(α)を乗じる。

全径間数に対する歩掛＝共通歩掛 $\times(1+\alpha)$

なお、複数径間橋梁の健全度は、全橋の平均的な健全度を用いる。多径間で鋼橋・PC橋が混在する場合は、橋種毎に径間補正を行う。

【例】下図で交差部が鋼橋(1径間)、それ以外はPC橋(6径間)では、

全径間歩掛＝鋼橋共通歩掛 $\times 1$ ＋ PC橋共通歩掛 $\times(1+2.00)$



橋梁補修設計委託 健全度50点未満の橋梁の補正係数

項目		補正係数 β
①	計画準備・現地踏査	0.00
②	現況調査	0.10
③	対策工法検討(上・下部工)	0.20
④	上部工補修設計	0.20
⑤	下部工補修設計	0.20
⑥	施工計画	0.00
⑦	概算工事費算出	0.10
⑧	関係機関協議資料作成	0.00
⑨	報告書作成	0.10
⑩	設計協議	0.00
⑪	鋼製フィンガージョイントの取替設計	0.00
⑫	支承取替設計	0.00
⑬	検査路設置設計	0.00

健全度50点以上の橋梁を基本に歩掛を設定しているため、50点未満の橋梁の場合は次の式により補正係数(β)を乗じる。

健全度50点未満橋梁に対する歩掛＝共通歩掛 $\times(1+\beta)$

なお、項目によって補正係数(β)が異なるため、十分に注意すること。

(7) 橋梁耐震設計委託 共通歩掛

項目			主任技術者	理事・技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
①	現地踏査	1橋当り			1.0	1.0	1.0			
②	施工計画	1橋当り				2.0	2.0	1.5		
③	関係機関協議資料作成	1機関当り					2.0	2.0	2.0	
④	設計協議	1業務当り				2.0	5.0	3.0		業務着手時及び成果品納品時各1回、中間3回
⑤	上部工反力の計算(格子計算等による反力計算)	1橋当り	「設計業務等標準積算基準書」8-2-1及び8-2-2に示されているコンクリート橋と鋼橋の標準歩掛(設計図・数量計算は控除)×0.4							
⑥	下部工及び基礎工の復元設計	1橋当り	「設計業務等標準積算基準書」8-2-4橋台工、8-2-5橋脚工、8-2-7橋台基礎工、8-2-8橋脚基礎工の標準歩掛(設計図・数量計算は控除)×0.5							
⑦	耐震補強設計:RC橋脚									(類似構造物補正あり)
-1	重力式橋脚	1基当り			0.5	2.0	3.0	4.5	2.5	
-2	壁式橋脚(逆T式)	1基当り			0.5	2.0	5.5	5.0	3.0	
-3	柱式橋脚(2柱式)	1基当り			1.0	3.0	6.5	6.0	4.0	
-4	張出式橋脚	1基当り			0.4	3.2	6.8	6.7	3.1	
-5	ラーメン式橋脚(1層1径間)	1基当り			2.0	4.3	9.6	9.5	4.9	
-6	SRC橋脚(中空式橋脚)	1基当り			5.0	5.0	14.0	22.0	30.0	
⑧	耐震補強設計:鋼製橋脚									(類似構造物補正あり)
-1	柱式橋脚(張出式)	1基当り			0.6	4.6	10.1	9.9	5.1	
-2	ラーメン式橋脚(1層1径間)	1基当り			4.0	2.0	12.0	16.0	16.0	
⑨	現況耐震照査及び補強検討:橋脚基礎工									(類似構造物補正あり)
-1	既製杭(鋼管杭・RC杭・PHC杭)	1基当り			2.0	2.0	2.0	4.5	3.5	
-2	場所打杭(深礎杭を除く)	1基当り		0.4	1.6	1.6	2.3	6.8	3.8	
-3	深礎杭	1基当り			2.0	1.0	6.0	9.0	10.0	
-4	井筒	1基当り	1.0	1.0	5.0	6.0	9.5	12.0	6.0	
-5	鋼管矢板ウェル	1基当り	1.0	1.5	4.5	5.0	10.0	15.0	9.0	
-6	ニューマチックケーソン	1基当り	1.0	2.0	5.0	7.5	11.5	14.0	6.5	
⑩	現況耐震照査及び補強検討:橋台基礎工									(類似構造物補正あり)
-1	既製杭(鋼管杭・RC杭・PHC杭)	1基当り		0.5	2.0	2.0	2.4	5.1	3.2	
-2	場所打杭(深礎杭を除く)	1基当り		0.5	2.0	2.0	2.5	6.5	4.5	
-3	深礎杭	1基当り	1.5	1.5	3.0	2.5	5.5	9.5	3.0	
⑪	耐震補強設計:落橋防止システム工									(上部工形式・橋台補正あり)
-1	RC橋(RC桁橋)	1支承線当り			0.5	3.0	5.5	5.5	3.5	
-2	PC橋(PC桁橋・PC箱桁橋)	1支承線当り			0.5	4.0	8.0	4.5	4.0	
-3	鋼橋(鈑桁橋)	1支承線当り			2.0	3.5	6.0	8.0	5.5	
⑫	耐震補強設計:動的解析	1橋当り			4.0	8.0	9.0	8.5		全径間数3の場合(径間補正あり)
⑬	1次元のSHAKEによる地震動波形と 加速度応答スペクトルの作成	1波当り		1.0	2.0	4.0	5.0			(照査補正あり)

(別紙)

1) 耐震補強設計：共通

①現地踏査

(1橋当たり)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
現地踏査			1.0	1.0	1.0				

②施工計画

(1橋当たり)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
施工計画				2.0	2.0	1.5			

③関係機関との協議資料作成

(1機関当たり)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
関係機関との協議資料作成					2.0	2.0	2.0		

④設計協議

(1業務当たり)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
着手時				1.0	1.0				
中間時					3.0	3.0			
成果品納入時				1.0	1.0				
人				2.0	5.0	3.0			

⑤上部工反力の計算（格子計算等による反力計算）

- 格子計算等を実施し、上部工の反力計算を行う場合は、「設計業務等標準積算基準書」の7-2-1及び7-2-2に示されるコンクリート橋と鋼橋の標準歩掛（設計図及び数量計算に係る人工数は控除）に対して、一律の係数 α を乗じることとする。

$\alpha =$	0.4
------------	-----

⑥下部工及び基礎工の復元設計（必要な場合に実施）

- 下部工や基礎工の復元設計が必要となる場合は、「設計業務等標準積算基準書」の7-2-4橋台工、7-2-5橋脚工、7-2-7橋台基礎工、7-2-8橋脚基礎工の標準歩掛（設計図及び数量計算に係る人工数は控除）に対して、一律の係数 β を乗じることとする。

$\beta =$	0.5
-----------	-----

2) 耐震補強設計：橋脚工

〔RC橋脚〕

①重力式橋脚

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0					
設計計算					1.0	2.0			
設計図					1.0	1.0	1.5		
数量計算						1.0	1.0		
照査				1.0					
報告書作成					1.0	0.5			
合計			0.5	2.0	3.0	4.5	2.5		

②壁式橋脚（逆T式）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0					
設計計算					1.5	2.0			
設計図					1.5	1.0	1.5		
数量計算						1.5	1.5		
照査				1.0	1.5				
報告書作成					1.0	0.5			
合計			0.5	2.0	5.5	5.0	3.0		

③柱式橋脚（2柱式）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					2.5	2.0			
設計図					1.0	2.5	2.5		
数量計算						1.5	1.5		
照査				1.0	1.5				
報告書作成				1.0	1.5				
合計			1.0	3.0	6.5	6.0	4.0		

④張出式橋脚

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.4	1.2					
設計計算					2.0	3.2			
設計図					1.2	1.5	1.5		
数量計算					1.2	2.0	1.6		
照査				1.2	1.2				
報告書作成				0.8	1.2				
合計			0.4	3.2	6.8	6.7	3.1		

⑤ラーメン式橋脚（1層1径間）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算				1.8	2.5	3.5			
設計図					2.8	3.2	3.5		
数量計算					1.8	1.8	1.4		
照査			1.0	1.0	1.0				
報告書作成				0.5	1.5	1.0			
合計			2.0	4.3	9.6	9.5	4.9		

⑥ S R C 橋脚（中空式橋脚）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			3.0	3.0					
設計計算					3.0	6.0	12.0		
設計図					5.0	10.0	10.0		
数量計算					4.0	4.0	8.0		
照査			2.0	2.0					
報告書作成					2.0	2.0			
合計			5.0	5.0	14.0	22.0	30.0		

〔鋼製橋脚〕

⑦ 柱式橋脚（張出式）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.6	1.8					
設計計算					2.8	4.3			
設計図					2.5	3.1	3.1		
数量計算					1.6	2.5	2.0		
照査				1.8	1.8				
報告書作成				1.0	1.4				
合計			0.6	4.6	10.1	9.9	5.1		

⑧ ラーメン式橋脚（1層1径間）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			2.0	2.0					
設計計算					3.0	6.0	6.0		
設計図					3.0	4.0	6.0		
数量計算					4.0	4.0	4.0		
照査			2.0						
報告書作成					2.0	2.0			
合計			4.0	2.0	12.0	16.0	16.0		

※類似構造物などによる補正等の考え方

基本的に「設計業務等標準積算基準書」7-2-6標準歩掛の補正（橋梁下部工）に示される考え方と同一とする。

- ① 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- ② 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n) \quad n : \text{基数（基本構造物 + 類似構造物）}$$

注1）橋脚工の躯体幅・高さが変化しても構造形式が同一である場合は類似構造物とする。

注2）上部工反力及び、橋脚工の躯体幅、高さが同一で、構造形式も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

3) 現況耐震照査及び補強検討：基礎工

〔橋脚基礎工〕

①既製杭（鋼管杭・R C 杭・P H C 杭）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					1.0	1.5			
設計図						1.5	2.5		
数量計算						0.5	1.0		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計			2.0	2.0	2.0	4.5	3.5		

②場所打杭（深礎杭を除く）

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.4	0.8	0.8					
設計計算					1.5	2.6			
設計図						1.9	1.9		
数量計算						1.5	1.9		
照査			0.8	0.8					
報告書作成					0.8	0.8			
合計		0.4	1.6	1.6	2.3	6.8	3.8		

③深礎杭

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算					2.0	3.0	3.0		
設計図					2.0	2.0	3.0		
数量計算						2.0	4.0		
照査			1.0						
報告書作成					2.0	2.0			
合計			2.0	1.0	6.0	9.0	10.0		

④井筒

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	1.5					
設計計算			2.0	3.0	4.5	5.5			
設計図					3.0	3.0	3.0		
数量計算						1.5	3.0		
照査			1.0	1.5					
報告書作成					2.0	2.0			
合計	1.0	1.0	5.0	6.0	9.5	12.0	6.0		

⑤鋼管矢板ウェル

（1基当り）

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	1.5					
設計計算			1.5	2.0	3.5	4.5			
設計図					3.5	5.0	6.0		
数量計算					1.0	2.5	3.0		
照査		0.5	1.0	1.5					
報告書作成					2.0	3.0			
合計	1.0	1.5	4.5	5.0	10.0	15.0	9.0		

⑥ニューマチックケーソン

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.0	1.0	2.0	2.0					
設計計算			2.0	4.0	5.0	6.0			
設計図					3.5	3.5	3.5		
数量計算						2.0	3.0		
照査		1.0	1.0	1.5					
報告書作成					3.0	2.5			
合計	1.0	2.0	5.0	7.5	11.5	14.0	6.5		

〔橋台基礎工〕

①既製杭（鋼管杭・RC杭・PHC杭）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.5	1.0	1.0					
設計計算					1.4	1.4			
設計図						1.8	2.3		
数量計算						0.9	0.9		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計		0.5	2.0	2.0	2.4	5.1	3.2		

②場所打杭（深礎杭を除く）

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画		0.5	1.0	1.0					
設計計算					1.5	2.5			
設計図						1.5	2.0		
数量計算						1.5	2.5		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					1.0	1.0			
合計		0.5	2.0	2.0	2.5	6.5	4.5		

③深礎杭

(1基当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画	1.5	1.5	1.5						
設計計算				1.5	2.0	2.0			
設計図					1.0	2.0	1.0		
数量計算						1.5	2.0		
照査			1.5	1.0					
報告書作成					2.5	4.0			
合計	1.5	1.5	3.0	2.5	5.5	9.5	3.0		

※類似構造物などによる補正等の考え方

基本的に「設計業務等標準積算基準書」7-2-9標準歩掛の補正（基礎工）に示される考え方と同一とする。

- ① 類似構造物の場合は、「標準歩掛」の70%を計上する。
- ② 類似構造物の補正は次式による。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.3 + 0.7 \times n)$$

n：基数（基本構造物＋類似構造物）

注1）下部工の構造形式（重力式、逆T式、柱式等）が異なる場合、または、杭種、杭径が異なる場合は、それぞれ1基分として計上する。

注2）下部工の躯体幅、高さは変わるが、構造形式が同一で、杭種、杭径が同一の場合は類似構造物とする。

注3）下部工の躯体幅、高さ、構造形式が同一で、杭種、杭径も全て同一の場合は1基分のみ計上する。

4) 耐震補強設計：落橋防止システム工

① R C 橋 (R C 桁橋)

(1支承線当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	1.0	1.0				
設計計算				0.5	1.0	1.0			
設計図					1.5	3.0	2.5		
数量計算						1.5	1.0		
照査				0.5	1.0				
報告書作成				1.0	1.0				
合計			0.5	3.0	5.5	5.5	3.5		

② P C 橋 (P C 桁橋・P C 箱桁橋)

(1支承線当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			0.5	2.0	2.0	0.5			
設計計算				0.5	2.0				
設計図					0.5	1.0	2.5		
数量計算						1.0	1.5		
照査				1.5	2.0				
報告書作成					1.5	2.0			
合計			0.5	4.0	8.0	4.5	4.0		

③ 鋼橋 (鈑桁橋)

(1支承線当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.5	1.5				
設計計算				1.0	3.0	3.5			
設計図					1.0	3.0	4.0		
数量計算						1.0	1.5		
照査			1.0	1.0					
報告書作成					0.5	0.5			
合計			2.0	3.5	6.0	8.0	5.5		

※形式補正係数 (a)

上部工形式に応じて、補正係数aを乗じる (歩掛 = 標準歩掛 × a)

・ a : 形式補正係数

① R C 橋		② P C 橋		③ 鋼橋	
形式	a	形式	a	形式	a
R C 桁橋	1.0	P C 桁橋	1.0	鈑桁橋	1.0
R C 床版橋	0.9	P C 箱桁橋	0.8	箱桁橋	1.1

※橋台工補正係数

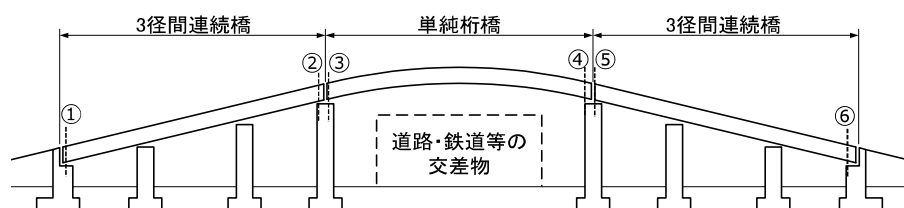
橋台の場合は、補正係数βを乗じる (歩掛 = 標準歩掛 × a × β)

・ β : 橋台工の場合の補正係数

γ =	0.7
-----	-----

落橋防止システム工の歩掛は1支承線当りである。

例えば、下図のような橋梁で桁端部で落橋防止システム工の設計が必要な場合は6支承線となる。仮に①と⑥、②と⑤が反力等が同じで、同一の設計となるのであれば、① (⑥) ・ ② (⑤) ・ ③・④の4支承線となる。また、中間橋脚で落橋防止システム工の設計が必要であれば、計上する。



5) 耐震補強設計：動的解析

①全径間数3の場合

(1橋梁当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
設計計画			1.0	1.0					
設計計算			2.5	6.0	8.5	8.5			
照査			0.5	0.5					
報告書作成				0.5	0.5				
合計			4.0	8.0	9.0	8.5			

動的解析の上記標準歩掛（径間数3）の補正は、径間数および解析対象とする方向（橋軸方向、橋軸直角方向）によるものとする。

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛} \times \alpha \times \beta$$

・ α : 径間数補正係数

全径間数	α
2	0.90
4	1.05
5	1.20
6	1.25
7	1.35
8	1.40

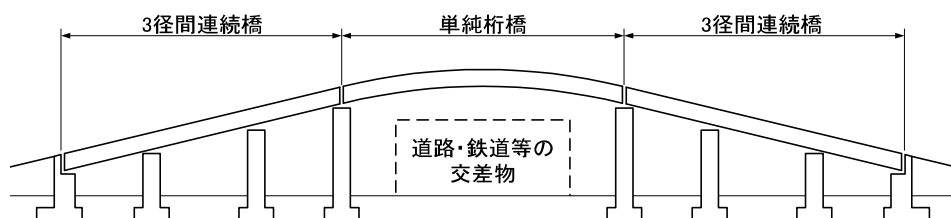
・ β : 方向数補正係数（橋軸方向に加え橋軸直角方向の動的解析を必要とする場合等）

$\beta =$	1.3
-----------	-----

なお、ここでの径間数とは、動的解析の対象とする橋梁の全径間数のことである。

例えば、下図のように隣接橋梁の影響も考慮し、連続高架橋3橋分を対象に動的解析を行う場合の径間数は7とする。

一方、起点側の1橋の3径間連続橋のみを対象に動的解析を行う場合の径間数は3とする。



6) 南海トラフ地震動による耐震補強設計が必要な場合

① 1次元のSHAKEによる地震動波形と加速度応答スペクトルの作成

(1波当り)

職種	直接人件費							摘要	合計金額
	主任技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		
地震動波形・加速度応答スペクトル作成		1.0	2.0	4.0	5.0				

・ α : 静的照査に対する標準歩掛の補正係数

$\alpha =$	1.1
------------	-----

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛(橋脚工(RC橋脚))①～⑥} \times \alpha$$

・ β : 動的照査に対する標準歩掛の補正係数

$\beta =$	1.2
-----------	-----

$$\text{歩掛} = \text{標準歩掛(橋脚工(鋼製橋脚))⑦～⑧,動的解析} \times \beta$$

②③ 大阪モノレール鋼軌道桁等詳細設計標準歩掛

1. 適用範囲

本歩掛は、大阪モノレール延伸事業（門真駅から（仮称）瓜生堂駅）を対象とし、鋼軌道桁、モノレール橋、分岐橋を大阪モノレール構造物設計指針（平成 30 年 7 月大阪府都市整備部）等により設計するもので、支承、伸縮装置、落橋防止装置の設計を含む場合に適用する。

また、架設計画（トラック（クローラ）クレーンによる直接架設で、かつ支保工の必要のない簡易な架設）は含まれる。

2. 業務内容

（１）設計計画

現地確認、必要な資料の収集・整理等を行い、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果物の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書を作成する。荷重（添架重量含む）条件等設計施工上の基本的条件を確認し、当該設計用に整理を行う。

（２）設計計算

現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、上部工については、軌道桁本体、支承、伸縮装置、落橋防止装置の詳細設計を行う。

設計計算に用いる作用及び制限値については大阪モノレール構造物設計指針（平成 30 年 7 月大阪府都市整備部）に準拠すること。

架設工については、架設中の本体構造物、架設設備の応力計算を行い、架設機械及び材料の種類、規格、寸法等を決定する。

（３）設計図

橋梁位置図、一般図、線形図、構造一般図、構造詳細図、支承、伸縮装置、落橋防止装置、架設計画図等の詳細設計図の作成を行う。

（４）数量計算書

決定した構造物の詳細形状に対して、工種毎に数量算出要領に基づき数量の算出を行う。

（５）照査

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- ② 一般図を基に支柱位置、径間割り、支承条件と整合が適切にとられているかの確認を行う。また、地下埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるか照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- ④ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(6) 報告書作成

設計業務の成果として、設計業務成果概要書・設計計算書等・仮設図面・数量計算書・概算工事費・施工計画書・現地踏査結果等について作成する。

3. 標準歩掛

本歩掛は、基準長の場合であり、他の橋長の場合は補正を行うものとする。なお、疲労設計は歩掛に含まれるものとする。

電子計算機使用料は、直接経費として歩掛の2%を計上する。

(1) 単純鋼軌道桁（基準長 40m）

（1 橋当たり）

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5	1.5	3.0			
設計計算			4.5	11.5	43.0	33.0	6.0
設計図					17.0	18.0	23.0
数量計算					8.5	9.0	10.0
照査		1.5	2.5	6.5	6.0	7.0	
報告書作成				1.0	1.0	1.0	
合計		3.0	8.5	22.0	75.5	68.0	39.0

(2) 2 径間連続鋼軌道桁（基準長 100m）

（1 橋当たり）

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	2.0	2.0	3.0	6.0			
設計計算			6.0	20.5	60.5	39.0	9.0
設計図					13.0	24.0	52.0
数量計算					7.5	8.5	16.5
照査		2.0	4.6	10.5	8.5	8.2	
報告書作成			1.0	0.5	0.5	1.0	
合計	2.0	4.0	14.6	37.5	90.0	80.7	77.5

(3) 3 径間連続鋼軌道桁 (基準長 150m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	3.0	3.0	4.0	7.5			
設計計算			8.0	25.0	66.0	44.0	9.0
設計図					18.0	33.0	70.5
数量計算					10.0	12.0	22.5
照査		3.0	5.5	11.5	11.5	11.0	
報告書作成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合計	3.0	6.0	19.0	44.5	106.0	101.5	102.0

(4) 4 径間連続鋼軌道桁 (基準長 180m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	3.0	3.0	4.5	8.5			
設計計算			9.0	28.0	69.5	46.5	9.0
設計図					20.0	37.5	80.0
数量計算					11.5	13.0	25.5
照査		3.0	6.0	12.0	13.0	13.0	
報告書作成			1.5	0.5	0.5	1.5	
合計	3.0	6.0	21.0	49.0	114.5	111.5	114.5

(5) 2 径間連続単線鋼軌道桁 (66m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画	1.5	1.5	2.0	4.0			
設計計算			4.0	15.0	47.0	30.0	7.0
設計図					9.0	17.0	36.5
数量計算					5.0	6.0	12.0
照査		1.5	3.5	8.0	6.0	6.0	
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5	
合計	1.5	3.0	10.0	27.5	67.5	59.5	55.5

(6) モノレール橋 (90m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		0.5	0.5	1.5			
設計計算			3.0	8.0	37.0	26.0	6.0
設計図					10.0	12.5	13.0
数量計算					6.0	6.0	8.0
照査		1.0	2.0	6.0	4.0	4.0	
報告書作成				0.5	0.5	0.5	
合計		1.5	5.5	16.0	57.5	49.0	27.0

(7) 分岐橋 (92m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		1.5	2.0	4.0			
設計計算			6.5	18.5	63.0	47.0	9.0
設計図					19.5	21.5	27.0
数量計算					10.0	11.0	14.0
照査		1.5	3.0	10.0	7.0	8.0	
報告書作成			0.5	0.5	0.5	0.5	
合計		3.0	12.0	33.0	100.0	88.0	50.0

(8) 分岐橋 (22m)

(1 橋当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画		0.5	0.5	1.0			
設計計算			1.0	6.5	36.0	23.0	7.0
設計図					4.0	5.0	7.5
数量計算					2.0	3.0	7.0
照査			2.5	6.5	2.0	2.5	
報告書作成				0.5	0.5	1.0	
合計		0.5	4.0	14.5	44.5	34.5	21.5

4. 標準歩掛の補正

(1) 橋長が変化する場合は、下記のとおり補正する。

橋種	基準長	橋長補正
単純鋼軌桁	40m	L/40
2 径間連続鋼軌道桁	100m	L/100
3 径間連続鋼軌道桁	150m	L/150
4 径間連続鋼軌道桁	180m	L/180

L : 橋長

(2) 曲線形の場合は、標準歩掛に 80%を加算する。

$$* \text{標準歩掛} \times (1 + 80/100)$$

※計算例

2 径間連続鋼軌道桁（橋長 120m 曲線あり）の場合

$$* \text{標準歩掛} \times (120/100 + 80/100)$$

《橋長補正》 《曲線補正》

5. 架設計画

(1) 送り出し工法、トラベラクレーン工法

本歩掛は、送り出し工法、トラベラクレーン工法による鋼軌道桁の架設計画及び架設工設計に適用する。

(1 工法当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画			1.0	3.0			
設計計算				1.5	2.0	3.0	
設計図					3.0	3.5	
数量計算						1.5	
照査				1.0	1.5	1.0	
報告書作成					2.5	2.5	
合計			1.0	5.5	9.0	11.5	

(2) 多軸輸送台車による架設工法

本歩掛は、多軸輸送台車による鋼軌道桁の架設計画及び架設工設計に適用する。

(1工法当たり)

	直接人件費						
	主任技 術者	技師長	主任技 師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設計計画			1.0	2.5			
設計計算				1.5	2.0	2.0	
設計図					2.5	2.5	
数量計算						1.5	
照査				1.0	1.0	0.5	
報告書作成					2.0	2.0	
合計			1.0	5.0	7.5	8.5	

トンネル定期点検委託 積算基準

I. 適用範囲

この積算基準は、「大阪府トンネル点検要領（令和２年７月）」（以下、「点検要領」という）に基づき実施する道路トンネルの定期点検委託を各土木事務所が発注する場合の業務委託料の積算に適用する。

II. 業務委託料の構成

業務委託料の構成については、設計業務等の標準積算による。ただし、旅費交通費、電子成果品作成費の他、機械経費、仮設費、安全費については直接経費として積上計上する。

なお、旅費交通費（率を用いた積算）の適用区分は「調査、計画業務」、電子成果品作成費の適用区分は「その他の設計業務」とする。

III. 標準歩掛

1. 直接人件費

(1) 計画準備

(10 トンネル当たり)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
計画準備	3.0	-	9.0	6.0	3.0
資料収集整理	-	-	5.0	5.0	5.0
現地踏査	-	-	5.0	5.0	5.0
関係機関協議	2.0	-	5.0	3.0	2.0

(注) 1. 現地踏査や関係機関協議については外業の移動時間を含む。なお、移動に必要な経費は「旅費交通費」による。

2. 「状態の把握（点検）」において走行型計測の結果に基づく対象箇所の絞り込みを行わない場合は、特記仕様書に明記のうえ、計画準備の歩掛から以下の歩掛を減ずるものとする。

(10 トンネルあたり)

技師 B：2.0 人 技師 C：2.0 人 技術員：2.0 人

(2) 走行型計測（画像計測・レーザー計測）

(1 日当たり)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
画像計測及びレーザー計測	2.0	-	2.0	2.0	2.0

(注) 1. 走行型計測（画像計測・レーザー計測）所要日数は下表を参考とする。

土木事務所名	トンネル数	トンネル総延長(m)	所要日数
池田	8	1,992	2
茨木	5	1,483	2
枚方	2	243	1
富田林①（富田林②以外）	18	3,368	3
富田林②（菊水台・蟹井・天見紀見）	3	2,608	2
鳳①（国分・逢野）	2	468	1
鳳②（父鬼・鍋谷）	2	5,231	2
岸和田	3	1,043	1

(3) 走行型計測（解析）

(1,000m当り)

項 目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
展開画像作成	-	-	-	7.5	15.0
ひび割れ・変状解析	-	-	-	7.5	15.0
変形モード解析	1.5	3.0	6.0	6.0	-

(注) 1. 展開画像作成、ひび割れ・変状解析、変形モード解析の所用日数は 7.5 日

2. 前回点検時の 3 次元点群データとの突合作業を行う場合、特記仕様書に明記の上、次の歩掛を計上する。

(1,000mあたり)

主任技師：1.0 人 技師 A：1.5 人 技師 B：3.0 人 技師 C：3.0 人

(4) 覆工背面空洞調査

(10,000 m²当り)

項 目	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
覆工背面空洞調査	2.0	4.0	2.0

(注) 1. 所用日数は 2.0 日

(5) 覆工背面空洞解析

(10,000 m²当り)

項 目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
覆工背面空洞解析		2.5	5.0	2.5	-

(注) 1. 所用日数は 2.0 日

(6) 状態の把握 (点検)

1) 状態の把握 (点検)

表 1.1 体制

(1 日当り)

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
状態の把握 (点検)	-	-	2.0	2.0	2.0

表 1.2 点検日数

(10,000 m²当り)

項 目		日数	初回	2 回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m ²)	$0 \leq C \leq 0.1$	日	3.1	2.4
	$0.1 < C \leq 0.2$	日	4.1	3.2
	$0.2 < C \leq 0.3$	日	5.3	4.2
	$0.3 < C \leq 0.4$	日	6.7	5.5
	$0.4 < C$	日	8.7	7.3

(注) 1. 上表 1.1 は、点検作業 1 日当たりの標準的な班編成である。点検の種別及びひび割れ密度に応じて、表 1.2 の点検日数を乗ずる。

計上歩掛 (10,000m² 当り) = 班編成 × 点検日数

- うき・はく離箇所のハンマーによる撤去、取付金具類等のボルトの増し締め、がたつきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を含む。
- ひび割れ密度の計算方法は以下の例に従うものとする。
- ひび割れ密度が不明の場合は、 $0 \leq C \leq 0.1$ を初期設定とし、点検終了後、実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。
- 附属物の取り付け金具や、アンカー等の点検を含む。

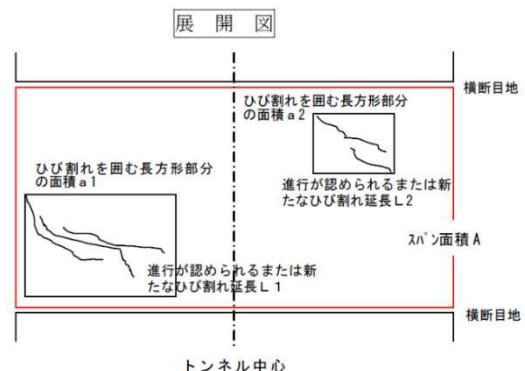
【ひび割れ密度計算例】

右図に示すように、進行性が認められるまたは新たなひび割れが 2 箇所あり、それぞれの延長が L1、L2、ひび割れを囲む長方形部分の面積がそれぞれ a1、a2 である時、ひび割れ密度はそれぞれ $C1=L1/a1$ 、 $C2=L2/a2$ と定義される。進行性が認められるまたは新たなひび割れがスパン全体に分布する場合は、その延長の合計をスパン面積 A で除した値をひび割れ密度として計算する。

【初回・二回目以降点検例】

初回の点検においては、道路トンネルの全延長に対し、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打音することによりうきなどの有無について確認するのがよい。二回目以降の点検については、覆工表面全面に対し近接目視により行うことを基本とし、次に示すように、必要な範囲に対して打音によるうきなどの有無の確認をしていくことが考えられる。

- ・目地部及びその周辺
- ・水平打継ぎ目及びその周辺
- ・前回の定期点検で確認されている変状箇所(ひび割れ、うき・はく離、変色箇所、漏水箇所等)
- ・近接目視等により新たに変状が確認された箇所
- ・対策工が施工されている箇所及びその周辺



二回目以降の打音検査の範囲イメージ図

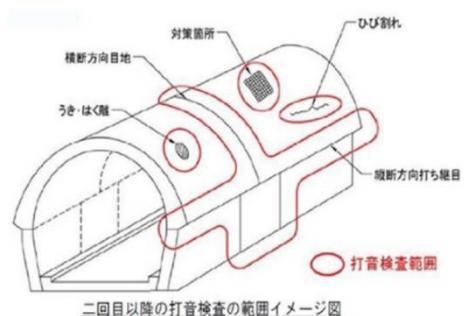


表 1.3 点検作業内容項目別の構成比率（参考）

点検作業内容	構成比率
近接目視点検	30%
打音検査（たたき落とし含む）	35%
変状箇所スケッチ	20%
変状箇所写真撮影	15%
計	100%

（７）健全性の診断

（10 トンネル当たり）

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
健全性の診断	2.0	-	10.0	10.0	-

- （注）１．トンネル本体工の変状等の状態判定を外力，材質劣化，漏水の変状に区分して行うものとする。
- ２．材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に，外力に起因する変状は覆工スパン毎に，健全性の診断を行う。
- ３．附属物の取り付け金具や、アンカー等の診断を含む。

（８）報告書等作成

（10 トンネル当たり）

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
報告書の作成	2.0	-	9.0	9.0	9.0

（９）定期点検記録様式の作成

（10, 000m² 当り）

項目	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
定期点検記録様式の作成	-	-	1.4	3.5	5.9

- （注）１．報告書の電子データの納品を含む。

（１０）打合せ協議

標準積算による。なお、中間打合せは，１業務当たり１回を標準とし，業務内容を勘案して追加することができる。

2. 直接経費

(1) 機械経費

1) 走行型計測車両（画像計測及びレーザー計測）・高精度処理（レーザー計測）の経費

項 目	単位	単 価 (円・税抜き)
走行型計測車両 (画像計測及びレーザー計測)	1 台・日	資材調査単価による
高精度処理（レーザー計測）	10 トンネル	

2) 覆工背面空洞調査の経費

(10,000m²)

項目	単位	直接経費
覆工背面空洞調査	一式	覆工背面空洞調査にかかる 直接人件費×5%

3) トンネル点検車の経費等

トンネル点検車運転日数

(10,000 m²当り)

項 目		日数	初回	2 回目以降
点検 ひび割れ 密度 (m/m ²)	$0 \leq C \leq 0.1$	日	3.1	2.4
	$0.1 < C \leq 0.2$	日	4.1	3.2
	$0.2 < C \leq 0.3$	日	5.3	4.2
	$0.3 < C \leq 0.4$	日	6.7	5.5
	$0.4 < C$	日	8.7	7.3

トンネル点検車の規格と日当り稼働時間

(1 日当り)

名 称	規 格	単位	数量	備 考
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・ プラットフォーム型・作業床高 9.9m	時間	5.2	日当り稼働時間

(注) 1. 点検車規格：〔トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型〕作業床高 9.9m を標準としている。

その他の機械を使用する場合は、別途費用を計上するものとする。

2. 運転手の職種については一般運転手を標準としているが、リフト車規格を変更する場合、「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

3. トンネル点検車の運転日数は、定期点検日数と同じ日数を計上する。

トンネル点検車の運転単価表

(1日当り)

名称	規格	単位	数量	備考
一般運転手		人	1.0	
トンネル点検車賃料	トラック架装型・伸縮ブーム・プラットフォーム型・作業床高 9.9m	日	1.0	
燃料費		L	1.0	日当り稼働時間×4.2L
諸雑費		式	1.0	まるめ

(注) 1. 高さ 10m 以上のトンネル点検車を使用する場合の規格は、別途、考慮すること。また点検運転手の職種について、点検車「作業床高 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は、特殊運転手を計上する。

3) 投光機材の経費等

トンネル定期点検で使用する投光機材の機械経費として、状態の把握（点検）の直接人件費の 3 % を計上する。投光機材とは、トンネル点検車バケット上に搭載する投光機材や側壁部や路面部等で使用する投光機材のすべてをいう。

投 光 機 材	直接人件費の 3 %
---------	------------

(2) 安全費

1) 交通誘導員

交通誘導員はトンネル点検のための規制期間日数に、下記の班編成の人員を乗じた額を計上する。

班編制

(1日当り)

項 目		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
トンネル延長	1km 未満	1.0	2.0
	1km 以上	1.0	3.0

(注) 1. 上表は片側交互通行により点検を実施した場合の基本的な班編制の例を示すものであり、トンネル条件、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

2) 保安施設

保安施設は、道路工事保安施設設置基準（案）等を参考に、立看板、保安灯、矢印板、バリケード等を、点検区間長、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案して計上するものとする。

② 用地買収後の境界確定図作成

1 用地買収後の境界確定図(長尺図)作成

※現況実測図・用地平面図を基に、幅杭線と用地境界線を記入した現況実測図(長尺図)を作成するものとする。 縮尺 1:500、測線 1km 当りとする。

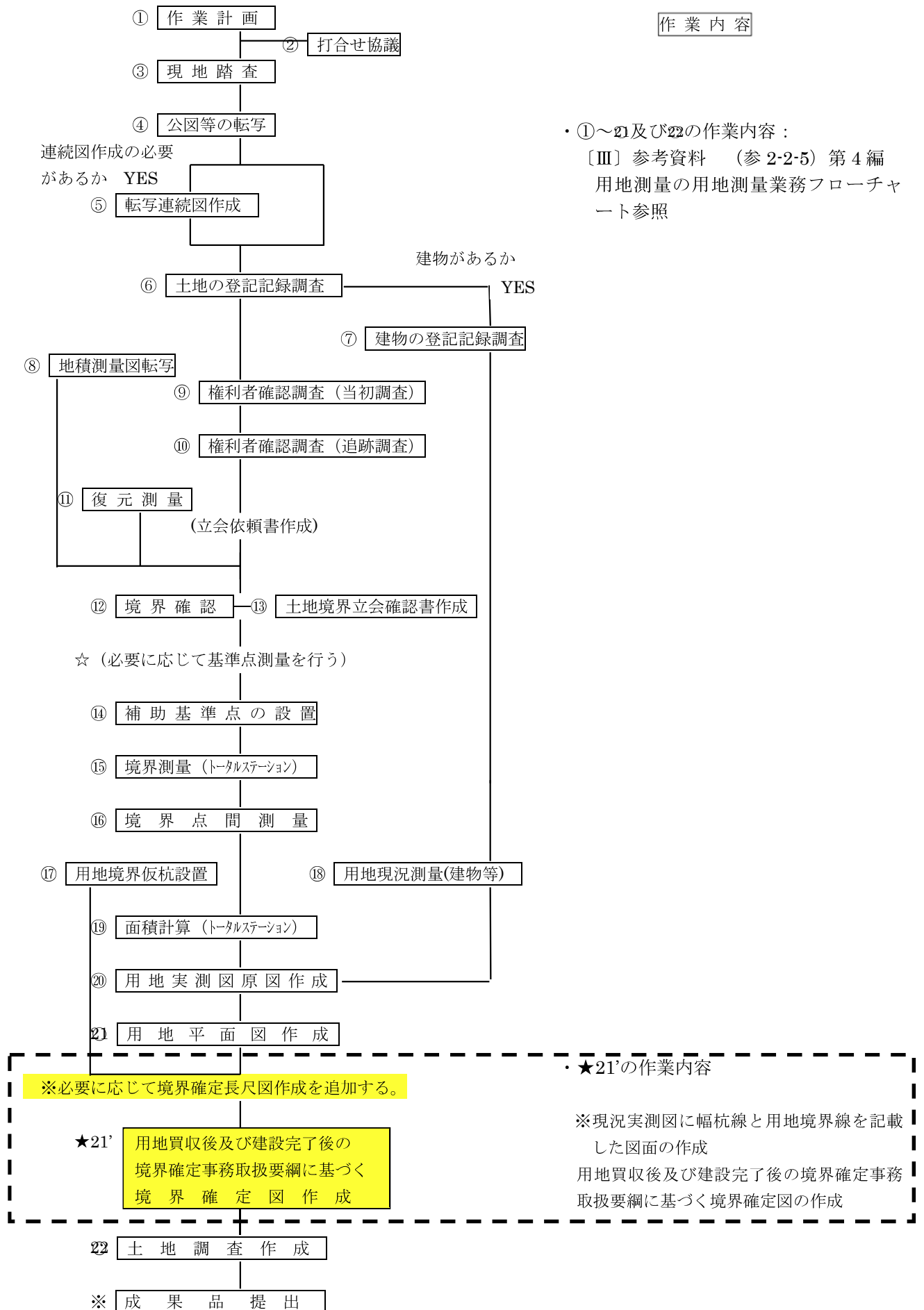
作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成						
	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要	
公共用地境界確定図 長尺図作成 1km 当り (縮尺 1:500)			1.0	3.0	内			1	1				1.0	3.0	4.0							雑品		式	1				
																各費目の直接人件費に対する割合													
																費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要	
																機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		1.0%			

2 用地買収後の境界確定図作成

※現況実測図(長尺図、縮尺 1:500)を基に押印枠、図面名称、別途作成した横断図面等境界確定手続きの際の協議図面として必要となる事項を記入し、各地権者毎に適当な縮尺(1:250以上)に図上で拡大するものとする。 縮尺 1:250 以上、10 件当りとする。

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					機械経費の構成				通信運搬費等の 構成		材料費の構成					
	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
公共用地境界 確定図作成 10 件当り (縮尺 1:250 以上)						内																		雑品		式	1	
	各費目の直接人件費に対する割合																											
	費目		割合		費目		割合		費目		割合		摘要															
	機 械 経 費		0.0%		通 信 運 搬 費 等		0.0%		材 料 費		1.0%																	

○用地境界確定協議を含む用地測量業務フローチャート



② 境界標（プレート）及び境界杭設置

1. 境界標（プレート）埋込みタイプ W40～50mm×t10mm，30～50mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.3	1.8	人	A
測量助手	0.5	1.8	2.3	人	B
測量補助員	－	2.8	2.8	人	C
人件費等計					D = A + B + C
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			16	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			20	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へ埋込み設置するタイプとし、カッター・ハツリ・削孔・清掃及び復旧作業を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

2. 境界標（プレート）埋込みタイプ W60～70mm×t10mm , 30～50mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.5	2.0	人	A
測量助手	0.5	2.0	2.5	人	B
測量補助員	－	3.1	3.1	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			15	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			20	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へ埋込み設置するタイプとし、カッター・ハツリ・削孔・清掃及び復旧作業を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

3. 境界標（プレート）バリアフリータイプ W50mm×50mm×t5mm , 140mm ピン付き

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	1.1	1.6	人	A
測量助手	0.5	1.7	2.2	人	B
測量補助員	-	2.5	2.5	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			18	%	Dに対する率分計上
機 械 経 費 （雑器具）			22	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へプレート本体の埋込みは行わずに設置するタイプとし、ピン付きのため、削孔・清掃を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、モルタル（セメント・砂・水）、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、グラインダーカッター、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

4. 境界標（プレート）貼付けタイプ W50mm×50mm×t5mm ピンなし

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.5	1.0	人	A
測量助手	0.5	1.0	1.5	人	B
測量補助員	-	1.8	1.8	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界プレート			100	枚	
材料費（雑品）			2	%	Dに対する率分計上
機械経費 （雑器具）			2	%	Dに対する率分計上
合 計					100 枚当たり
単 価					1 枚当たり

- （注） 1. 本歩掛の適用範囲は、既設のコンクリート構造物又はアスファルト舗装部分等へプレート本体の埋込みは行わずに貼付により設置するタイプのものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費（雑品）には、ボンド、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費（雑器具）には、ライトバン、発動発電機、ハンマードリル等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

5. 境界杭 コンクリート杭 □9×9×h60cm 根巻C o □30×30×h25cm

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.4	0.9	人	A
測量助手	0.5	0.4	0.9	人	B
測量補助員	-	1.4	1.4	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界杭			10	本	
材料費(雑品)			9	%	Dに対する率分計上
機械経費 (雑器具)			8	%	Dに対する率分計上
合 計					10 本当たり
単 価					1 本当たり

- (注) 1. 本歩掛の適用範囲は、コンクリート杭を設置する場合とし、床掘・埋戻し・根巻きコンクリートの設置等を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費(雑品)には、基礎ブロック、コンクリート、モルタル(セメント・砂・水)、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費(雑器具)には、ライトバン、発動発電機、削岩機等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

6. 境界杭 コンクリート杭 □12×12×h80cm 根巻C ○□30×30×h25cm

名称・規格	内業	外業	計	単 位	摘 要
人件費等					
測量技師補	0.5	0.5	1.0	人	A
測量助手	0.5	0.8	1.3	人	B
測量補助員	-	1.8	1.8	人	C
人件費等計					$D = A + B + C$
境界杭			10	本	
材料費(雑品)			8	%	Dに対する率分計上
機械経費 (雑器具)			9	%	Dに対する率分計上
合 計					10 本当たり
単 価					1 本当たり

- (注) 1. 本歩掛の適用範囲は、コンクリート杭を設置する場合とし、床掘・埋戻し・根巻きコンクリートの設置等を含むものとする。
2. 設置前後に引照点による点検を実施するものとする。
3. 精度管理については、境界点間測量において実施するので、精度管理費係数の対象外とする。
4. 材料費(雑品)には、基礎ブロック、コンクリート、モルタル(セメント・砂・水)、ガソリン等を含むものとする。
5. 機械経費(雑器具)には、ライトバン、発動発電機、削岩機等の損料等を含むものとする。
6. 安全費は必要に応じて別途計上するものとする。

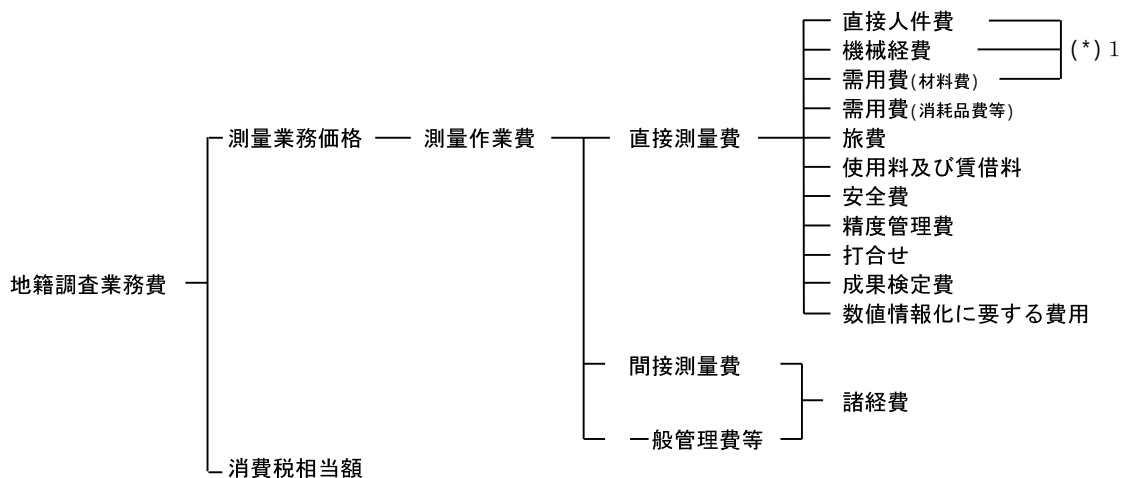
②⑥地籍調査事業

適用の範囲

この積算基準は、大阪府都市整備部が発注する地籍調査事業及び地籍調査事業（街区境界調査）に適用する。

（１）業務費の構成

(*) 1 直接作業費



（２）算定方法

地籍調査業務費は次式により算定する。

地籍調査業務費＝（測量業務価格）＋（消費税相当額）

＝（測量業務価格）× { 1 + (消費税率) }

測量業務価格＝（直接測量費）＋（間接測量費）＋（一般管理費等）

＝（直接測量費）＋（諸経費）

＝ { (直接測量費) - (成果検定費) } × { 1 + (諸経費率) } + (成果検定費)

（３）地籍調査業務費

１）直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

①－１ 直接人件費

外注作業を実施するために必要な技術者及び労務者等の費用は作業歩掛を用いて算定する。

①－２ 機械経費

測量作業を実施するのに必要な機械経費は、機械の損料及び雑器具費とする。雑器具費は直接人件費、機械の損料及び需用費（材料費）の 0.5% 以内とする。但し、FⅡ－１（街区境界調査は除く）及び復元測量は測量補助員を除く直接人件費の 3% 以内とする。

①－３需用費（材料費）

外注作業を実施するために必要な原図等の費用は作業歩掛を用いて算定する。原図枚数は表１の標準枚数を参考とするものとする。雑品費は所用材料費の０．５％以内とする。

表１ 標準枚数		枚/km ²
用紙の規格	縮 尺	
	250	500
29.7cm×42cm(A3 版)	243	72
40cm×49.5cm	177	52

①－４需用費（消耗品費等）

外注作業を実施するために必要な作業用消耗品、通信運搬費、修繕費、伐採費及び補償費、倉敷料等の費用とし、FⅠ、FⅡ－１（街区境界調査）工程は直接作業費の５％を標準とし、E工程は直接作業費の３％以内、FⅡ－１（街区境界調査は除く）及び復元測量は測量補助員を除く直接人件費の６％以内を標準とし、H（地籍図・地籍簿、街区境界調査図・街区境界調査簿の作成等）工程は直接作業費の５％以内とする。

なお、広範囲にわたる伐採（伐採した木等の運搬、処分等を含む）等が生じる場合には、必要な費用を伐採費として見積（消費税及び諸経費抜き）等により積み上げることができる。

①－５旅費

外注作業を実施するのに必要な旅費及び交通費を算定する。

①－６使用料及び賃借料

外注作業を実施するために必要な基地の設置、または使用に要する使用料及び賃借料を積上げて算定する。

①－７安全費

ア．交通整理等に要する費用は次式により算定する。

$$\text{安全費} = (\text{直接作業費}) \times (\text{安全費率})$$

イ．安全費率は表２とする。

表２ 安全費率				
地域 場所	大市街Ⅱ	大市街Ⅰ	市街Ⅰ 市街Ⅱ	農Ⅰ、農Ⅱ 山Ⅰ、山Ⅱ
主として現道上	４．０％	３．５％	３．０％	２．５％

①－８精度管理費

測量の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成、機械器具等の検定等に要する費用である。

必要に応じて次式により算定する。

$$\text{精度管理費} = \{(\text{直接人件費}) + (\text{機械経費})\} \times (\text{精度管理費係数})$$

精度管理費係数は表3を参考とするものとする。

表3 精度管理費係数

対象工程	精度管理費係数
FⅠ、FⅡ－1（街区境界調査）工程	0.07
G工程	0.07

①－9 打合せ

作業打合せに必要な歩掛は表4を標準とする。

表4 作業打合せに必要な歩掛

（1業務当り）

打 合 せ 協 議	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	備 考
業 務 着 手 時	0.5	0.5		（対面）
中 間 打 合 せ	0.5		0.5	1回当たり（対面）
成 果 物 納 入 時	0.5	0.5		（対面）

ア．現場条件及び作業内容等により必要に応じ適宜増減することとする。

イ．旅行日数は別途加算する。

①－10 成果検定費

地籍測量成果を検定機関に委託する場合の費用である。

また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。

①－11 数値情報化に要する費用

国土調査法第20条第1項の規定に基づき地籍調査の成果を電子データにより管轄登記所へ送付する際の数値情報化に要する費用である。

費用の算出にあたっては、公益社団法人全国国土調査協会発行の『地籍調査事業費積算基準書』による。

2）諸経費

諸経費は「設計業務等標準積算基準書 測量業務積算基準」に準拠する。

3）消費税相当額

消費税相当額は測量業務価格に消費税率をかけた金額とする。

（4）作業条件の変化に対する適用上の考え方

1）調査の歩掛は調査地域の傾斜度及び毎筆の土地の形状等により大きく違うので、これらの諸

条件を係数として表示する。

2) 地域条件が二つ以上になる場合は、計画区もそれぞれの条件毎に設定し、調査費の合算に諸経費等を計上するものとする。

3) 作業区分に変化率を適用した事業費算定式

各工程事業費 = 工程基準額 (円/ km²) × 変化率

(変化率は小数点以下第3位を四捨五入のうえ小数点以下第2位止め)

作業歩掛表で別途計上としたFⅡ-2工程の原図枚数については、上記に加えて事業費とする。

原図枚数 = 標準枚数 × 実施面積

原図材料費 = 原図枚数 × 単価

4) 作業区分の変化率の算定方法

FⅡ-1 (街区境界調査は除く) 工程 = [1 + θ FⅡ-1] × 実施面積

G工程 = [γ G] × 実施面積

E工程 = [α E × γ E × δ E] × 実施面積

H1工程 = [γ H] × 実施面積

H3工程 = [γ H] × 実施面積

FⅠ工程 = [α FⅠ × β FⅠ × γ FⅠ × δ FⅠ × ε FⅠ] × 実施面積

FⅡ-1 (街区境界調査) 工程

= [α FⅡ-1 × β FⅡ-1 × γ FⅡ-1 × δ FⅡ-1 × ε FⅡ-1] × 実施面積

復元測量 = [1 + θ 復元測量] × 実施面積

5) 変化率の各係数

各工程における調査地域の諸条件係数は以下の表5のとおり。

表5 諸条件係数

作業工程 \ 係数	傾斜区分	視通障害 ※	一筆地 平均面積	一筆形状	縮尺及び 精度	形状の 作業効率	地形区分
E工程	α E		γ E	δ E			
FⅠ工程	α FⅠ	β FⅠ	γ FⅠ	δ FⅠ	ε FⅠ		
FⅡ-1工程 (街区境界調査は除く)							θ FⅡ-1
FⅡ-1工程 (街区境界調査)	α FⅡ-1	β FⅡ-1	γ FⅡ-1	δ FⅡ-1	ε FⅡ-1		
G工程			γ G				
H工程 (H2は除く)			γ H				
復元測量							θ 復元測量

※ FⅠ、FⅡ-1 (街区境界調査) 工程にてGNSS法 (キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法、単点観測法含む) を実施する場合は、β FⅠ、β FⅡ-1 係数は乗じないものとする。

① α 係数

i. 普通 α 係数

$\alpha F I$ 、 $\alpha F II-1$ 及び αE の各係数は、計画区の傾斜区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 6 のとおりとする。

表 6 普通 α 係数

傾 斜 区 分	平均傾斜度	$\alpha F I \cdot \alpha F II-1$ 、 αE
平 坦 地	0 度以上 3 度未満	1. 0 0
緩 傾 斜 地	3 度以上 9 度未満	1. 1 5
中 傾 斜 地	9 度以上 2 0 度未満	1. 3 5
急傾斜地 (1)	2 0 度以上 2 8 度未満	1. 6 0
急傾斜地 (2)	2 8 度以上 3 5 度未満	1. 8 5
急 峻 地	3 5 度以上	2. 0 5

なお、傾斜区分の判定は、5 万分の 1 地形図又はそれ以上の大縮尺地形図上における平均傾斜度で行う。

ii. αF の増加特例

次のア、イ、ウ及びエの係数の加算は、計画区全体に適用するものでなく、該当部分の面積のみに適用する。また、市街地等を測量する場合は、段階工、防風林係数を市街地係数として該当部分に適用する。

ア. 段階工係数

段階工水田、段階工畑、果樹園、茶園及び桑園等の特殊地域が一团として 0. 1 k m² 以上存在する場合には、表 7 の係数（段階工係数）を $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。

表 7 段階工係数

傾 斜 区 分	段階工係数
平 坦 地	0. 5 0
緩 傾 斜 地	0. 5 8
中 傾 斜 地	0. 6 8
急傾斜地 (1)	0. 8 0
急傾斜地 (2)	0. 9 0
急 峻 地	1. 0 0

イ. 防風林係数

段階工みかん畑又は防風林が 3 0 % 以上混入している地域が一团として 0. 1 k m² 以上ある場合には、表 8 の防風林係数を $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。（ア. 段階工係数と合算できる。）

表 8 防風林係数

傾 斜 区 分	防 風 林 係 数		
	段階工みかん畑	防風林 30%以上 50%未満混入	同 50%以上混入
平 坦 地	0.05	0.07	0.09
緩 傾 斜 地	0.10	0.13	0.16
中 傾 斜 地	0.15	0.20	0.23
急傾斜地 (1)	0.22	0.27	0.30
急傾斜地 (2)	0.28	0.33	0.38
急 峻 地	0.35	0.40	0.45

ウ. 崩土係数

地形図上に崩土記号等で示される地域で、作業上の支障が著しい場合については、表 9 の組合せにより得られる係数（崩土係数）の合計を当該地域の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して、当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。

表 9 崩土係数

比 高		幅		延 長		傾 斜	
区 分	係 数	区 分	係 数	区 分	係 数	区 分	係 数
30m 未満	0.05	100m 未満	0.05	千 m 未満	0.05	緩傾以下	0.10
" 以上	0.15	" 以上	0.10	" 以上	0.10	中傾以上	0.15

エ. 建物密集度係数

市街化区域内において、建ぺい率が 60% 以上かつ容積率が 150% 以上の地域において、次式により得られる係数を当該地域の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数に加算して、当該部分の $\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ 係数とすることができる。ただし、建物密集度係数を適用する場合は、ア. 段階工係数、イ. 防風林係数、ウ. 崩土係数を適用しない。

建物密集度係数 = (建ぺい率 (%)) × (容積率 (%)) / 100,000

(計算例)

緩傾斜地で建ぺい率 100%、容積率 300% の地区の場合

建物密集度係数 = $100 \times 300 / 100,000 = 0.3$

$\alpha F I$ 及び $\alpha F II-1$ = 普通 α 係数 + 建物密集度係数

= $1.15 + 0.3$

= 1.45

iii. αE の増加特例（距離係数）

調査拠点から計画区の中心までの直線距離が表 10 の区分に該当するものは

表 10 の係数を αE 係数に加算して、当該計画区の αE 係数とすることができる。

表 10 α E の増加特例（距離係数）

距離区分 傾斜区分	区 分 I	区 分 II	区 分 III
	4 km 以上 8 km 未満	8 km 以上 12km 未満	12km 以上
平 坦 地			0. 1 0
緩 傾 斜 地		0. 1 0	0. 1 0
中 傾 斜 地	0. 1 0	0. 1 0	0. 1 5
急傾斜地（1）	0. 1 0	0. 1 5	0. 2 0
急傾斜地（2）	0. 1 0	0. 1 5	0. 2 0
急 峻 地	0. 1 5	0. 2 0	0. 2 5

② β 係数

β F I 及び β F II -1 の各係数は、計画区の視通障害区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 11 のとおりとする。

表 11 β 係数※

視通障害区分	説 明	β F I β F II -1
農 I	農地等で見通しが容易な地域	1. 0 0
農 II	農 I に比し宅地樹木その他見通しの障害となるものが 3 0 % 前後混在する地域	1. 3 2
山 II	山 I と農 II の中間で樹木等見通しの障害となるものが 7 0 % 前後混在する地域	1. 5 8
山 I	樹木、その他見通しの障害となるものが覆い茂っている地域	1. 6 4
市街 I	市街地、村落地域：家屋密度 4 0 % 前後	1. 7 0
市街 II	市街地、村落地域のうち、一筆平均面積が狭小で、かつ、筆界点又は筆界線付近に家屋、ブロック塀等が著しく密集している地域：家屋密度 6 0 % 前後	1. 8 5
大市街 I	DID で特に密集度の高い地域：家屋密度 8 0 % 前後	2. 0 0
大市街 II	DID で特に密集度の高い地域：家屋密度 9 0 % 前後	2. 1 5

※ F I、F II -1（街区境界調査）工程にて GNSS 法（キネマティック法、RTK 法、ネットワーク型 RTK 法、単点観測法含む）を実施する場合は、 β F I、 β F II -1 係数は乗じないものとする。

③ γ 係数

$\gamma F I$ 、 $\gamma F II-1$ 、 γG 、 γE 及び γH の各係数は、計画区の一筆平均面積の区分ごとに歩掛の増減を考慮するもので、表 12 のとおりとする。

表 12 γ 係数

縮尺 一筆平均面積	γF 、 γG					γE 、 γH
	/250	/500	/1000	/2500	/5000	共 通
100 m ² 以下	1.52	2.43	4.51	8.12	12.10	6.95
101～ 150 m ²	1.17	1.95	3.40	6.30	12.10	4.90
151～ 200 m ²	1.00	1.66	2.95	5.34	10.16	3.80
201～ 250 m ²	0.91	1.51	2.68	4.85	9.23	3.10
251～ 300 m ²	0.84	1.39	2.48	4.49	8.54	2.65
301～ 400 m ²	0.74	1.23	2.19	3.97	7.55	2.05
401～ 500 m ²	0.68	1.12	1.99	3.60	6.86	1.70
501～ 650 m ²	0.60	1.00	1.78	3.22	6.13	1.37
651～ 800 m ²	0.55	0.91	1.63	2.95	5.61	1.16
801～ 1000 m ²	0.50	0.83	1.48	2.68	5.10	1.00
1001～ 1300 m ²	0.45	0.74	1.32	2.39	4.56	0.84
1301～ 1700 m ²	0.40	0.66	1.18	2.13	4.06	0.71
1701～ 2200 m ²	0.36	0.59	1.06	1.91	3.64	0.62
2201～ 2800 m ²	0.32	0.54	0.95	1.72	3.28	0.55
2801～ 3500 m ²	0.29	0.49	0.87	1.57	2.98	0.50
3501～ 4000 m ²	0.28	0.46	0.82	1.48	2.82	0.48
4001～ 5000 m ²	0.25	0.42	0.74	1.35	2.56	0.44
5001～ 7000 m ²	0.22	0.36	0.64	1.16	2.22	0.30
7001～ 10000 m ²	0.19	0.31	0.55	1.00	1.90	0.22
10001～ 14000 m ²	0.16	0.27	0.48	0.87	1.65	0.18
14001～ 20000 m ²	0.14	0.23	0.41	0.74	1.41	0.17
20001～ 25000 m ²	0.13	0.21	0.37	0.68	1.29	0.13
25001～ 30000 m ²	0.12	0.19	0.34	0.62	1.19	0.12
30001～ 45000 m ²	0.10	0.16	0.29	0.53	1.00	0.11
45001～ 70000 m ²	0.08	0.13	0.24	0.43	0.83	0.10
70001～100000 m ²	0.07	0.12	0.21	0.37	0.71	0.09
100001～150000 m ²	0.06	0.10	0.17	0.31	0.60	0.07
150001～220000 m ²	0.05	0.08	0.15	0.27	0.51	0.07
220001 m ² 以上	0.04	0.07	0.13	0.23	0.44	0.07
備 考	一筆地調査後の想定平均面積による。					一筆地調査前の平均面積による。

④ δ 係数

$\delta F I$ 、 $\delta F II-1$ 及び δE の各係数は、計画区の一筆の形状による区分ごとに歩掛減を考慮するもので、表 13 のとおりとする。

表 13 δ 係数

一筆の形状による区分	$\delta F I$ 、 $\delta F II-1$ 、 δE
整 形 地	0.80
不 整 形 地	1.00

⑤ ε 係数

$\varepsilon F I$ 及び $\varepsilon F II-1$ の各係数は、計画区の縮尺及び精度の区分ごとに歩掛増を考慮するもので、表 14 のとおりとする。

表 14 ε 係数

縮尺\精度	甲 1	甲 2	甲 3	乙 1	乙 2	乙 3
全縮尺	1.20		1.10	1.00		

⑥ θ 係数

θ 係数は、計画区の地形区分ごとに歩掛増減を考慮するもので、表 16 のとおりとする。

表 16 θ 係数（ $F II-1$ 、復元測量）

地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地、森林	原 野
係 数	1.0	0.8	0.5	0.3	0	-0.3

（４）作業歩掛

作業歩掛の内訳は、別表 1 による。

境界点間測量については『設計業務等標準積算基準書』用地測量 境界点間測量を、現況平面測量歩掛については『設計業務等標準積算基準書』用地測量 現況実測平面図作成を、境界標及び境界杭の設置歩掛については、その規格に応じて『設計業務等標準積算基準書』または『建設工事積算基準』に掲載された歩掛を準用する。

（５）都市再生街区基本調査（街区基準点使用時）の成果を活用した地籍調査（街区境界調査）の補正率について

C 工程及び D 工程を除く各工程にかかる経費は、補正係数 X を乗じるものとする（E 工程の工程管理・検査、計画、地元説明会、関係機関等との調整、調査図素案等作成、市町村境界調査については補正係数の対象外）。X は 60 % を標準とするが、これによりがたい場合は、適宜増減

する。また、街区基準点等を利用する場合、C工程及びD工程については 作業を省略することを原則とするが、これによりがたい場合は適宜増減する。

(6)地籍図根測量は必要に応じて使用する杭の材質を保存性の高いものとして算定するものとする。

別表1

調査の区分 E				縮尺		1/250～1/500		標準作業量		1Km2 1000筆(調査前)		作業条件						
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費						材 料 費						機 械 経 費				
		編成(A)			所要日数(B)			歩掛((C)=(A)×(B))										
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考		
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考		
計 画 調 査 図 案 等 作 成 注：関連資料整理 点 検 整 理	内	2	1	1		4.0	4.0	4.0		8.0	4.0	4.0						
	内	1	1	4		6.5	6.5	6.5			6.5	26.0						
	内	1	1	1		3.6	7.2	7.2			3.6	7.2	7.2					
	内	1	1	3		5.3	5.3	5.3			5.3	15.9						
		内 業																
		外 業																
		計																

注:関連資料収集等は実施主体が行うことを原則とする。

調査の区分 E(街区境界調査)										縮尺		1/250～1/500		標準作業量		1Km2 1000筆(調査前)		作業条件		機 械 経 費			
工 程	内 外 業 別	編成(A)						所要日数(B)						補正 係数	直 接 人 件 費				材 料 費				備 考
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	歩掛((C)=(A)×(B))			品 名	規 格	単 位	数 量	備 考				
												計											
概況・予備調査	内	2	1	1			4.0	4.0	4.0			8.0	4.0	4.0									
計 画	外	1	1	1			2.5	2.5	2.5			2.5	2.5	2.5									
地元説明会	外				1		2.5	2.5	2.5			2.5	2.5	2.5									
関係機関等との調整	内	1	1	1	4		6.5	6.5	6.5			6.5	6.5	26.0									
調査図素案等作成	内	1	1	1	1		3.6	7.2	7.2			2.2	4.3	4.3									
注：関連資料整理	内	1	1	1	1		1.2	3.6	3.6			0.7	2.2	2.2									
注：住所不明所有者等の整理	内	1	1	1	4		0.6	0.6	0.6			0.4	0.4	1.4									
現地調査の通知	外	1	1	1	2	1	1.3	1.3	1.3	1.3		1.3	1.3	2.6	1.3								
市町村境界調査	外	1	1	1	2		53.4	53.4	53.4	53.4		32.0	32.0	64.1	128.1								
現 地 調 査	内	1	1	1	3		5.3	5.3	5.3	5.3		3.2	3.2	9.5	15.9								
点 検 整 理																							
内 業							8.0	17.0	20.6	43.4	0.0	89.0											
外 業							2.5	38.3	38.3	69.2	1.3	149.6											
計							10.5	55.3	58.9	112.6	1.3	238.6	消耗品費等	式									
																		</					

注：関連資料収集等、住所不明所有者等の調査は実施主体が行うため、補助作業の計上とする。

街区境界調査着手時及び都市都官民境界基本調査及び効率的手法導入推進基本調査(MMS等活用型)の後継の調査でこの工程を行う場合は、計画、地元説明会、関係機関等との調整、調査図素案等作成、市町村境界調査については補正係数の対象外とする。

調査の区分 F1(街区境界調査)										縮尺		1/500		標準作業量		1km2 146点(細部図根点)		作業条件		平地、農1、不整形地					
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費										材 料 費				機 械 経 費									
		編成(A)						所要日数(B)				補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))				品 名	規 格	単 位	数 量	備 考				
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計														
計 画	内	1	1	1		0.2	0.2	3.4	3.4	3.4	3.4	0.6	0.1	0.1	2.0	2.0	2.0		GNSS 測量機	2級	台	11.0			
選 定	外	1	1	1	1							0.6	2.0		2.0			146							
設 置	外				1							0.6			1.7	1.7			又は		台				
観 測	外	1	1	1	2	1		1.5	6.1	6.1	6.1	0.6	0.9	3.7	7.3	3.7			トータル テーション	2級	台	3.7			
計 算	内	1	1	1	1	2.1		2.1	2.1	2.1	2.1	0.6	1.3	1.3	1.3										
点 検	内	1	1	1	2	2.2		2.2	2.2	2.2	2.2	0.6	1.3	1.3	0.2				ハンパル コンピュータ		台	4.0			
		内 業											1.4	2.7	2.6	1.5	0.0	8.2							
		外 業											0.0	2.9	5.7	11.0	5.4	25.0	雑品費		式	式	1	所要材 利率の 0.5%以内	(*)の 10.5%以 内
		計											1.4	5.6	8.3	12.5	5.4	33.2	消耗品費等		式	式	1	直接人 件費の 5%	(*)直接人件費+機械の燃料+雑費(材料費)

キネマティック法及びRTK法で実施する場合は、2級GNSS測量機の数量を(11.0→7.3)に変更し、観測項目の助手の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

ネットワーク型RTK法で実施する場合は、1級GNSS測量機を使用するものとし、数量は(3.7)とする。また、観測項目の助手の編成(A)及び所要日数(B)は(0)とする。

調査の区分 FⅡ-1				縮尺	1/500	標準作業量	0.01Km2当り	作業条件				平地地、農Ⅰ、不整形地																		
工 程	内 外 業 別	直接人件費										材 料 費				機 械 経 費														
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))																		
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考								
変換計算 逆打計算	内	1	1	1	1		0.2	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2	0.2	0.2	0.6														
	内	1	1	1	1		0.2	0.2	0.2	0.2		0.2	0.2	0.2	0.2	0.6														
		内 業										0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	1.2													
		外 業										0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	需用費			式	1	(測量補助員を除く)直接人件費の3%以内	測量用具			式	1	(測量補助員を除く)直接人件費の3%以内
		計										0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	1.2													

調査の区分 FⅡ-2				縮尺	1/500	標準作業量	1Km2	原図 × × 枚	作業条件		平地地、農Ⅰ、不整形地														
工 程	内 外 業 別	直接人件費(測量補助員除く) 総合計は労務費										材 料 費			機 械 経 費										
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛((C)=(A)×(B))					品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	
		測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計											
		測 量 主 任 技 師	1	1	1		0.2	2.8	0.2		0.2	2.8	0.2												0.4
計 画 原図作成 筆界点番号図作成 地籍図一覽図作成 筆界点成果簿作成	内		1	1	1	0.2	2.8	0.2		0.2	2.8	0.2		14.2	40.0×49.5 又は バーナル コンピュータ	枚	52				台	24.8			
		内 業										0.0	10.1	10.4	12.9	0.0	33.4								
		外 業										0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	式	1	測量材 料費の 0.5%以内	結器具費	式	1	(*)の 0.5%以内	
		計										0.0	10.1	10.4	12.9	0.0	33.4	(*) 直接人件費+機械の賃料+需要費(材料費)							

FⅡ-2(街区境界調査)										縮尺		1/500		標準作業量		1Km2		街区調査図 × × 枚		作業条件		平坦地、農Ⅰ、不整形地				
工 程	内 外 業 別	直接人件費												材 料 費				機 械 経 費								
		編成(A)						所要日数(B)						補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))				品 名	規 格	単 位	数 量	備 考			
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計														
計 画 街区境界調査図作成 境界点番号図作成 街区境界調査図 一覧図作成 境界点成果簿作成	内	1	1	1	1	1	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	原図用紙	cm 297×42.0 (A3版)	枚	72					インジカ 70mm			数 量 1.9	
	内	1	1	1	1	1	0.6	1.7	1.9	5.0	5.0	8.6	8.6													
	内	1	1	1	1	1	0.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	5.6													
	内	1	1	1	1	1	0.6	4.8	4.8	4.8	4.8	5.8	5.8													
																	</									

「境界点成果簿作成」を「FⅡ-1工程」において行う場合は、FⅡ-1工程の作業歩掛として適用することができる。

調査の区分 G										縮尺		1/500		標準作業量		1Km2 7,700点(筆界点)		作業条件		機械経費							
工 程	内 外 業 別	直接人件費						材 料 費						機 械 経 費													
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))						品 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計										
備 算 整	内	1			1		0.4				0.4				0.4			1			ハンファコ ンピュータ		台 時	2.1			
	内				1										0.3												
	内	1			1		0.9				0.2				0.2												
		内 業						0.0	1.3	0.5	0.9	0.0	2.7														
		外 業						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	式	1	所要材 料費の 0.5%以 内	雑器具費		式	1	(*)の 0.5%以 内		
		計						0.0	1.3	0.5	0.9	0.0	2.7														(*)直接人件費+機械の消耗+需要費(材料費)

調査の区分 G.(街区境界調査)										縮尺		1/500		標準作業量		1Km2		4,620点(筆界点)		作業条件		機械経費			
工 程	内 外 業 別	直接人件費										材 料 費					機 械 経 費								
		編成(A)						所要日数(B)				補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))				品 名	規 格	単 位	数 量	備 考				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		計												
備 算 理	内	1			1		0.4		0.4		0.6	0.2		0.2	0.4	CD-R	枚	1		パーソナル コンピュータ	台	1.3			
	内		1		1			0.3		0.4	0.6		0.2	0.2	0.4										
	内	1	1		1		0.9	0.2		0.2	0.6	0.5	0.1	0.1	0.7										
		内 業										0.0	0.7	0.3	0.5	0.0	1.5								
		外 業										0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	純品費	式	1	所要材 料費の 0.5%以 内	雑器具費	式	1	(*)の 0.5%以 内
		計										0.0	0.7	0.3	0.5	0.0	1.5								(*)直接人件費+機械の燃料+機要費(材料費)

(*)直接人件費+機械の送料+需要費(材料費)

調査の区分 H1				縮尺	1/250～1/5000	標準作業量	1Km2 1,000筆(調査前)	作業条件										
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費					材 料 費					機 械 経 費						
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛(((C)=(A)×(B)))						
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	
		1	1	1	3		3.0	3.0	3.0	9.0		15.0						
調査票点検整理 地籍簿案作成	内	1	1	1	4		4.0	4.0	4.0	16.0		24.0						
	内																	
		内 業					0.0	7.0	7.0	25.0	0.0	39.0						
		外 業					0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		計					0.0	7.0	7.0	25.0	0.0	39.0	消耗品費等	式		1	直接作業の 乗算の 5%以内	

調査の区分 H2										縮尺		1/250～1/5000		標準作業量		1Km2 1,000筆(調査前)		作業条件						
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費										材 料 費					機 械 経 費							
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))					品 名	規 格	単 位	数 量	備 考			
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員						計		
図覧 資料等整理	内	(計上しない) 1	1	1	2	1.0	2.0	2.0	2.0	4.0	7.0													
	内																							
	内 業						0.0	1.0	2.0	4.0	0.0	7.0												
	外 業						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0												
	計						0.0	1.0	2.0	4.0	0.0	7.0												

調査の区分 H3				縮尺	1/250～1/5000	標準作業量	1Km2 1,000筆(調査前)	作業条件		機械経費											
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費										材 料 費									
		編成(A)				所要日数(B)				歩掛((C)=(A)×(B))											
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
閲覧時の申し出に係る作業 (内 業) (現 地) 申し出に係る修正 (調整・整理) 数値情報化	内	1	1	2		2.1	2.1	2.1	4.2	8.4											
	外	1	1	2		1.3	1.3	1.3	2.6	5.2											
	外																				
	内																				
		内 業										0.0	2.1	2.1	4.2	0.0	8.4				
		外 業										0.0	1.3	1.3	2.6	0.0	5.2				
		計										0.0	3.4	3.4	6.8	0.0	13.6	消耗品費等	式	1	直接作業の素費の5%以内

調査の区分 H-1(街区境界調査)				縮尺	1/250～1/500		標準作業量	1Km2 1,000筆(調査前)	作業条件															
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費										材 料 費				機 械 経 費								
		編成(A)				所要日数(B)				補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))				品 名	規 格	単 位	数 量	備 考					
		測量主 任技師	測量技 師	測量技 師補	測量助 手	測量補 助員	測量主 任技師	測量技 師	測量技 師補	測量助 手	測量補 助員	計												
調査票点検整理 街区境界調 査簿案作成	内	1	1	3		3.0	3.0	3.0	3.0		0.6	1.8	1.8	5.4	9.0									
	内	1	1	4		4.0	4.0	4.0	4.0		0.6	2.4	2.4	9.6	14.4									
内 業											0.0	4.2	4.2	15.0	0.0	23.4								
外 業											0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
計											0.0	4.2	4.2	15.0	0.0	23.4	消耗品費等	式	直接作業の 15%以内					

調査の区分 H2(街区境界調査)				縮尺	1/250～1/500	標準作業量	1Km2 1,000筆(調査前)	作業条件	機械経費										
工 程	内 外 業 別	直 接 人 件 費						材 料 費				機 械 経 費							
		編成(A)			所要日数(B)			補正 係数	歩掛((C)=(A)×(B))				品 名	規 格	単 位	数 量	備 考		
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	
閲覧 資料等整理	内																		
	内	1	1	2	1.0	2.0	0.6	0.6	1.2	2.4			4.2						
		内 業						0.0	0.6	1.2	2.4	0.0	4.2						
		外 業						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		計						0.0	0.6	1.2	2.4	0.0	4.2						

調査の区分 H3(街区境界調査)				縮尺		1/250～1/500		標準作業量		1Km2 1,000筆(調査前)		作業条件		機 械 経 費									
工 程	内 外 業 別	編成(A)						直 接 人 件 費						材 料 費									
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	
開覽時の申し出に係る 作業 (内 業) (現 地) 申し出に係る修正 (調整 ・ 整理) 数値情報化	内	1	1	2																			
	外	1	1	2																			
	外						(必 要 に 応 じ て 別 途 計 上)																
	内						(必 要 に 応 じ て 別 途 計 上)																
		内 業												0.0	1.3	1.3	2.5	0.0	5.1				
		外 業												0.0	0.8	0.8	1.6	0.0	3.2				
		計												0.0	2.1	2.1	4.1	0.0	8.3	消耗品費等	式	1	直接作業数の15%以内

現況測量・復元測量(資料面積等からの復元)

調査の区分 復元測量				縮尺	1/250～ 1/1000	標準作業量	0.1Km2当り 100筆	作業条件	平坦地												
工 程	内 外 業 別	直接人件費										材 料 費				機 械 経 費					
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)＝(A)×(B))									
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考				
計画 復元測量 復元計算 現地復元	内	1					1.0	1.0				1.0									
	外	1	1	1			5.0	4.0	4.0	4.0		5.0									
	内	1	1	1			1.0	4.0	3.0			1.0									
	外	1	1	1	1		8.0	7.0	7.0	7.0		8.0									
		内 業										2.0	5.0	3.0	0.0	0.0	10.0				
		外 業										0.0	13.0	11.0	11.0	0.0	35.0	需用費			
		計										2.0	18.0	14.0	11.0	0.0	45.0	直接人 件費の 3%以内	式	1	直接人 件費の 3%以内

現況測量・復元測量工程を実施する場合は、F1工程における細部図格測量を同時に実施する。

主として面積を参考とする資料(19条5項指定のない、古い測量資料等)により復元を行う場合等に適用する。

現況測量・復元測量(資料辺長等からの復元)

調査の区分 復元測量				縮尺	1/250～ 1/1000	標準作業量	0.1Km2当り 100筆	作業条件	平坦地																
工 程	内 外 業 別	直接人件費										材 料 費				機 械 経 費									
		編成(A)					所要日数(B)					歩掛((C)=(A)×(B))													
		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員	計	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考			
計 画 復元測量 復元計算 現地復元	内	1					1.0	1.0				1.0	1.0												
	外	1	1	1			10.0	10.0	10.0			10.0	10.0												
	内	1	1	1		1.0	1.0	6.0	5.0		1.0	6.0	5.0	5.0											
	外	1	1	2			10.0	10.0	8.0	6.0		10.0	8.0	12.0											
		内 業					2.0	7.0	5.0	5.0	0.0	19.0													
		外 業					0.0	20.0	18.0	22.0	0.0	60.0													
		計					2.0	27.0	23.0	27.0	0.0	79.0													
												需用費													
												直接人 件費の 6%													
												機器具費													
												式													
												1													
												直接人 件費の 3%以内													

現況測量・復元測量工程を実施する場合は、F1工程における細部図相測量を同時に実施する。

主として辺長を参考とする資料(地籍測量図等)により復元を行う場合等に適用する。

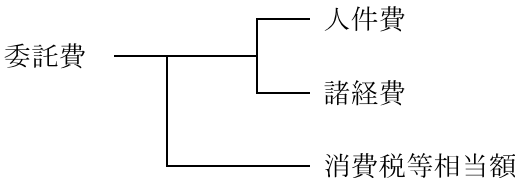
公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準

1 適用範囲

この公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準は、公共事業に関する表示に関する公共嘱託登記（以下「公共嘱託表示登記」という。）を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

この積算基準による委託費の構成は、次によるものとする。



（1）人件費

人件費は、公共嘱託表示登記に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る土地家屋調査士、補助者A及び補助者Bの基準日額は、次表に掲げる国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価を使用するものとする。

職 種 名	設計業務委託等技術者単価
土地家屋調査士	測量主任技師
補助者A	測量技師補
補助者B	測量助手

（2）諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40％を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」について

- （1）この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。
- （2）標石、材料費及びその運搬費は実費とする。
- （3）目的地まで往復20kmを超える旅費については、別途、実費を加算することができる。
- （4）この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(土地家屋調査士)委託歩掛

1. 調査業務

(1)資料調査

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)資料調査	ア. 公簿類	1筆個	0.016			
	イ. 地図類	1筆	0.016			
	ウ. 図面類	1筆個	0.036			
	エ. 疎明書面	1件	0.074			

※ア. 公簿類:① 土地1筆又は建物1個ごとの基準額として取り扱う。

② 調査した土地又は建物の簿冊ごとの筆個数を計上する(例 土地登記簿と閉鎖登記簿を調査する場合は、2筆として計上)。

イ. 地図類:① 土地1筆ごとの基準額として取り扱う。

② 調査した地図類ごとの筆数を計上する(例 法務局備え付けの地図と土地所在図を調査する場合は2筆として計上)。

ウ. 図面類:① 土地1筆又は建物1個ごとの基準額として取り扱う。

② 調査した図面類ごとの筆個数を計上する(例 地積測量図と土地区画整理の確定図を調査する場合は2筆として計上)。

エ. 疎明書面:① 発注案件1件(不動産登記等業務発注確認簿の番号)ごとの基準額として取り扱う。

② 疎明書面の複写、複製を必要とする場合は、「4. 書類の作成等」の「(3) 原本の複製」を適用する。

(2)現地調査

①事前調査

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(2)現地調査						
①事前調査	ア. 事前調査	1件	0.284	0.284	0.218	

※①事前調査:① 10筆毎に1件として計上し、10筆増すごとに1件を加算する。なお、10筆に満たない場合も1件として計上する。

② 分筆予定地の筆数を計上する(隣接地番は含まない)。

③ 建物登記嘱託案件並びに備考欄に「現地調査費別途加算」と記載している登記及び所有者の表示変更・更正登記の嘱託案件には適用しない。

④ 7. 地図訂正業務(1)現地調査を併せて発注する場合は、多額となるものを計上するものとする。

②筆界確認

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
②筆界確認	ア. 立会同行	1回	0.500			
	イ. 境界点確認	1点	0.034	0.034	0.020	
	ウ. 引照点確認	1点	0.128	0.128	0.076	
	エ. 多角測量	1点	0.168	0.168	0.125	
	オ. 復元測量	1点	0.117	0.117	0.056	
	カ. 画地調整	1区画	0.254	0.254		
	ハ. //	加算1区画 ごと	0.169	0.169		

※ア. 立会同行:① 半日程度の立会ごとに1回計上する。

イ. 境界点確認:① 分筆予定地の境界点確認1点ごとの基準額として取り扱う。

② 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一2)。

ウ. 引照点確認:① 引照点確認1点ごとの基準額として取り扱う。

② 複数の境界点に対して、同一恒久的地物等を引照点とする場合は、1点を計上する。

③ 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一8)。

エ. 多角測量:① 器械点(多角点)1点ごとの基準額として取り扱う。

② 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一1)。

オ. 復元測量:① 復元点1点ごとに基準額を適用する。

② 復元測量は境界標の測設までを含む作業であるから、境界点測設は計上できない。

③ 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一2)。

カ. 画地調整:① 調整のうえ確定した1区画を基準額とし、1区画増すごとに加算額を適用する

(1区画の計上方法は、別紙「画地調整のカウント例」参照)。

② 作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一3)。

③立会

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
③立会	ア. 民有地境界 A. 立会確認	1点	0.069	0.069	0.041	
	B. 測距・探索	1点	0.090	0.090	0.062	
	C. 特殊作業	1点	0.111	0.111	0.083	
	イ. 公共用地境界 Aランク	1点	0.148	0.148	0.093	
	Bランク	1点	0.521	0.521	0.264	
	Cランク	1点	0.636	0.636	0.328	

※③立会:① 対象筆界点1点ごとの基準額として取り扱う。

② 各筆界点ごとに作業種別(A・B・C)が異なる場合は、それぞれの筆界点ごとに各ランクを適用する。

③ 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一4)。

2. 測量業務

(1)面積測量

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)面積測量 土地	地積 100㎡以下	1件	0.418	0.418	0.176	
	200㎡以下	1件	0.518	0.518	0.249	
	300㎡以下	1件	0.596	0.596	0.306	
	400㎡以下	1件	0.661	0.661	0.353	
	600㎡以下	1件	0.771	0.771	0.433	
	800㎡以下	1件	0.864	0.864	0.500	
	1,000㎡以下	1件	0.944	0.944	0.559	
	2,000㎡以下	1件	1.264	1.264	0.791	
	3,000㎡以下	1件	1.509	1.509	0.969	
	4,000㎡以下	1件	1.715	1.715	1.119	
	5,000㎡以下	1件	1.897	1.897	1.252	
	5,000㎡超	1,000㎡	0.141	0.141	0.103	
	床面積 50㎡以下	1件	0.136	0.136	0.087	
	100㎡以下	1件	0.176	0.176	0.112	
	200㎡以下	1件	0.232	0.232	0.149	
建物	300㎡以下	1件	0.275	0.275	0.177	
	400㎡以下	1件	0.312	0.312	0.201	
	600㎡以下	1件	0.372	0.372	0.240	
	800㎡以下	1件	0.424	0.424	0.274	
	1,000㎡以下	1件	0.469	0.469	0.304	
	2,000㎡以下	1件	0.647	0.647	0.420	
	3,000㎡以下	1件	0.783	0.783	0.508	
	4,000㎡以下	1件	0.897	0.897	0.583	
	4,000㎡超	1,000㎡	0.088	0.088	0.057	

※土地:① 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一5)。

建物:① 数棟の建物が1個の建物をなしている場合は、各筆ごとの合計床面積により適用する。

② 区分建物の表示又は1棟の建物の床面積変更・更正の登記を伴う場合は、当該専有部分に係る面積測量の報酬に、1棟の建物に対する面積測量の報酬を合算して算出する。

③ 1棟の建物に属する数個の区分建物を同時に発注したときは、1棟の建物の面積測量の基準額を、その区分した建物の個数に配分して算出した額を加算する。

④ 区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。

(2)境界標設置

種別	細別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(2)境界標設置	ア. 境界点測設	1点	0.095	0.095	0.052	
	イ. 境界標埋設					
	A. コンクリート杭	1点	0.093	0.093	0.093	
	B. 金属標	1点	0.055	0.055	0.055	
	C. プラスチック杭	1点	0.037	0.037	0.037	
	D. 刻印・紙	1点	0.027	0.027	0.027	
	ウ. 引照点測量	1点	0.128	0.128	0.076	

- ※ア. 境界点測設: ① 測設する境界点1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一6)。
 イ. 境界標埋設: ① 埋設する境界標1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一7)。
 ウ. 引照点測量: ① 引照点測量1点ごとの基準額として取り扱う。
 ② 複数の境界点に対して、同一恒久的地物等を引照点とする場合は、1点を計上する。
 ③ 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる(別添 表一8)。

3. 申請手続き業務

種別	単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
土地 表示	1筆	0.224	0.208		
	加算 1筆増すごと	0.162	0.074		
分筆	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.074	0.012		
地積の変更・更正	1筆	0.224	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.162	0.024		
合筆	合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
地目の変更	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
滅失	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正	1筆	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正	1筆	0.074	0.157		
	加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
建物 表示	1棟1階	0.249	0.157		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごと	0.074	0.000		
床面積の変更・更正	1棟1階	0.249	0.157		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)ま で	0.349	0.174		

	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
	加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
表示の変更・更正 (図面添付不用のもの)	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
減失	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正	1棟	0.074	0.157		※現地調査費別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更・更正	1棟	0.074	0.157		
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
区分建物 表示	初めの占有部分 1個1階	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	その余の占有部分 1個1階	0.236	0.057		
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	加算 1階増すごとに	0.074	0.000		
	加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
敷地権 表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
敷地権 規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
敷地権 法定敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.200	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.069	0.012		
規約共用部分(団地共用部分)たる旨の登記	1個1階	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
	加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
※現地調査費	1件	0.212	0.074		
※敷地権加算	敷地権を表示すべきもの 1申請書ごと	0.049	0.024		
	加算 敷地権の目的たる土地1筆ごと	0.012	0.012		

※土地:① 数筆の土地を分筆する場合において、同一の嘱託書で嘱託するときは、2筆目から25%を減額する。
ただし、分筆後の土地が3筆以上となる場合の加算額(加算1筆増すごと)は、減額しない。

② 不動産登記規則第35条第7号に該当する場合(同一の筆において地積更正と分筆を一の申請情報により申請する場合等)、多額となる項目を計上するものとする。

建物:① 各階同形の建物において各階ごとの図面を作製した場合、階数による加算額の適用はできない。

② 1個の建物に数棟の附属建物がある場合の表示変更・更正の登記(添付図面を要しない登記)の報酬は、1棟のみ変更・更正であってもその棟数に応じて加算額を適用する。

③ 合併の登記の申請手続きの基準額は、建物の表示及び建物の減失の各基準額を合算した額とする。

④ 所有権の登記のされている建物と所有権の登記のされていない建物との合併の登記を嘱託する場合の基準額は、③の合算した額に所有権の登記に関する部分についての基準額として、建物の所有者の表示変更・更正の基準額と同額を加えた額とする。

区分所有建物:建物と同じ

現地調査費:① 区分建物の専有部分と敷地の権利が一体化する場合において、発注者から公正証書認証の委任を受けたときは、現地調査費を適用することができる。

4. 書類の作成等

種別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)書類の作成 文案を要するもの	1通	0.081			
文案を要しないもの	1通	0.040			
(2)謄抄本交付申請手続き及び受領	1通		0.032		
(3)原本の複製	1通	0.004	0.024		
(4)調査報告書	1通	0.405			

5. 地役権図面の作成

種別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
地役権図面の作成	1筆	0.149			
	加算 1筆(面積調整・意向確認)	0.127	0.127		
	加算 1枚増すごと(図面作成2枚目以降)	0.049			

6. 筆界確認書等への署名・押印

種別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
筆界確認書等への署名・ 押印	1名	0.500			

- ※6. 筆界確認書等への署名・押印:① 1名とは利害関係人1名をいう。
ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。
また、押印会等により集団で押印する場合は、半日程度毎に1名計上する。
② 押印を得られた利害関係人のみ計上する。

7. 地図訂正業務

種別	単位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
(1)現地調査	1業務	0.500		1.000	
(2)登記簿等調査	1筆	0.016			
(3)地図の閲覧謄写 (公図)	1筆	0.016			
(4)図面の閲覧謄写 (地積測量図)	1筆	0.036			
(5)地図の解析	1筆	0.041			
(6)登記内容の解析	1筆	0.041			
(7)住民票調査	1箇所	0.500			
(8)相続調査	1件	0.500			
(9)承諾書徴収作業					
①準備打合せ	1業務	1.500		1.500	
②説明会資料作成	1回	1.000		1.000	
③事前説明会	1回	0.500		1.000	
④現地立会	1筆	0.050		0.100	
⑤中間説明会	1回	0.500		1.000	
⑥事後説明会	1回	0.500		1.000	
⑦承諾書作成	1通	0.081			
	加算 1通ごと	0.004	0.024		
⑧承諾書徴収	1名	0.500			
(10)申出書	1筆	0.224	0.157		
	加算 1筆ごと	0.162	0.024		
(11)実地調査書	1件	0.081			

※7. 地図訂正業務

- (1)現地調査:① 1. 調査業務(2)現地調査①事前調査を併せて発注する場合は、多額となるものを計上するものとする。
(2)登記簿等調査、(3)地図の閲覧謄写(公図)及び(4)図面の閲覧謄写(地積測量図):① 1. 調査業務(1)資料調査により調査等を行ったものに追加して調査等を行ったものを計上する。
(7)住民票調査:① 1箇所当たりとは、区・市町村役場1官公署当たりのことをいう。
(9)③事前説明会、⑤中間説明会及び⑥事後説明会:① 説明会開催の会場費は、発注者が負担する。
(9)④現地立会:① 1. 調査業務(2)現地調査②筆界確認ア. 立会同行を併せて発注する場合は、現地立会を計上しない。
② 立会同行後に地図訂正のため、追加的に立会を行う等の場合、現地立会を計上する。
③ 立会謝金を支払う場合は、発注者が負担する。
(9)⑧承諾書徴収:① 1名とは利害関係人1名をいう。
ただし、同居親族が共有の場合は1名とし、それ以外の共有者は各々1名とする。
② 押印を得られた利害関係人のみ計上する。
(10)申出書:① 登記官との打合せを含む。

【参考】

3. 申請手続業務の内訳(土地)

種別	細別		単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
土地 表示	申請手続き・図面等		1筆	0.224	0.208		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157		
		所在図	〃	0.000	0.049		
		地積測量図	〃	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.162	0.074		
	内訳	申請手続き	〃	0.012	0.024		
		所在図	〃	0.000	0.049		
		地積測量図	〃	0.149	0.000		
分筆	申請手続き・図面等		分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157		
		地積測量図	〃	0.200	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.074	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		地積測量図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		分筆後の土地2筆まで(同一嘱託書による嘱託)	0.205	0.117		
	内訳	申請手続き	〃	0.055	0.117		
		地積測量図	〃	0.150	0.000		
地積の変更・更正	申請手続き・図面等		1筆	0.224	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157		
		地積測量図	〃	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.162	0.024		
	内訳	申請手続き	〃	0.012	0.024		
		地積測量図	〃	0.149	0.000		
合筆			合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
地目の変更			1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
滅失			1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正			1筆	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 1筆増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正			1筆	0.074	0.157		
			加算 1筆増すごと	0.012	0.012		

【参考】

3. 申請手続業務の内訳(建物)

種別	細別		単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
建物 表示	申請手続き・図面等		1棟 1階	0.249	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
床面積の変更・更正	申請手続き・図面等		1棟 1階	0.249	0.157		
	内訳	申請手続き	〃	0.074	0.157		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
合併	申請手続き・図面等		合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		各階平面図	〃	0.149	0.000		
		建物図面	〃	0.074	0.000		

	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
分割・区分	申請手続き・図面等		分割・区分後の建物1階 2棟(個)まで	0.349	0.174		
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		各階平面図	〃	0.149	0.000		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.036		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
表示の変更・更正 (図面添付不要のもの)			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
滅失			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の更正			1棟	0.074	0.157		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正			1棟	0.074	0.157		
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		

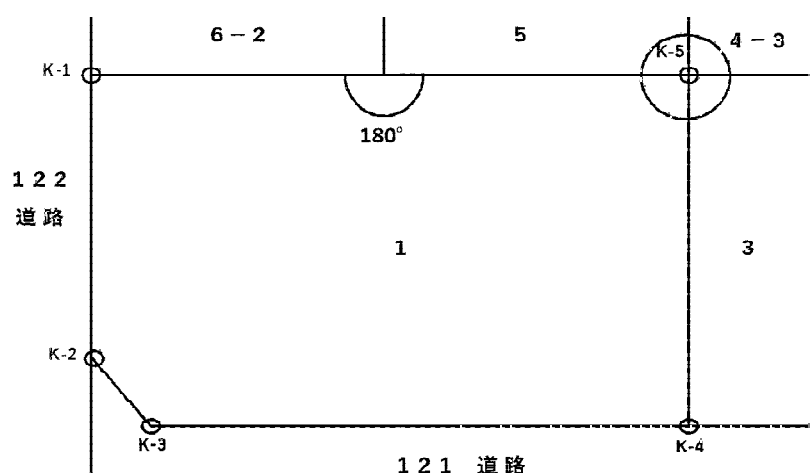
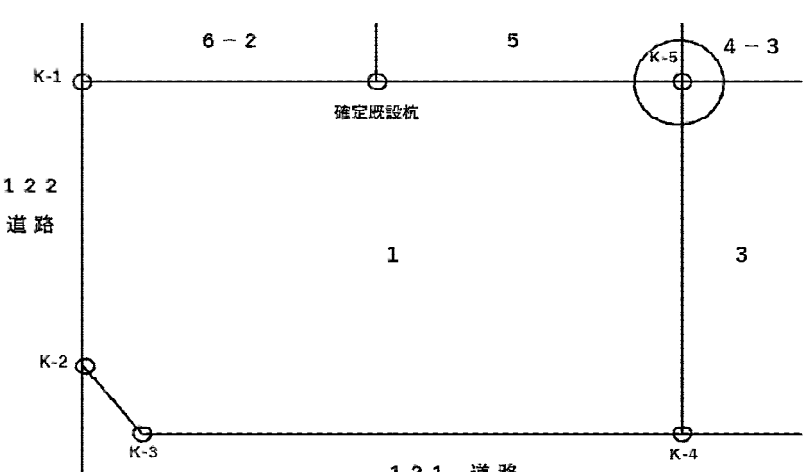
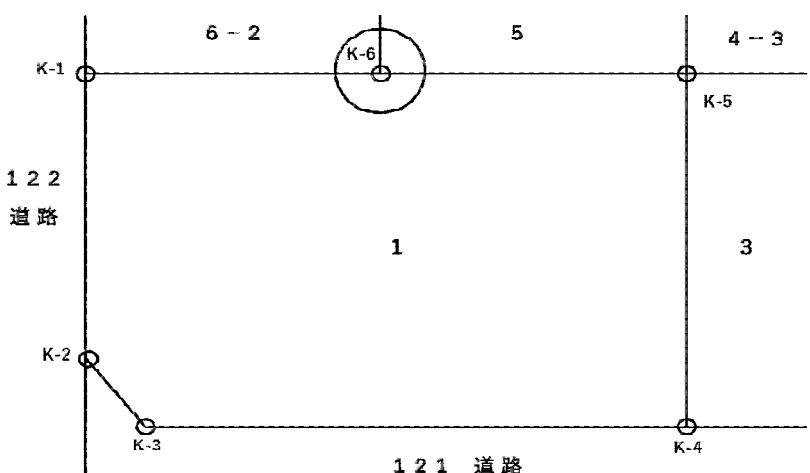
【参考】

3. 申請手続業務の内訳(区分建物)

種別	細別		単位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備考
区分建物 表示	申請手続き・図面等		初めの占有部分 1個1階	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.149	0.174		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		その他の占有部分 1個1階	0.236	0.057		
	内訳	申請手続き	〃	0.036	0.057		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
合併	申請手続き・図面等		合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
		各階平面図	〃	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1筆増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		

分割・区分	申請手続き・図面等		分割・区分後の建物1階 2棟まで	0.349	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.149	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟1階増すごと	0.087	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.012	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1階増すごと	0.074	0.000		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.000		
		建物図面	〃	0.000	0.000		
		各階平面図	〃	0.049	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 1個1階(1棟1階)増すごと	0.200	0.036		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.036		
		建物図面	〃	0.074	0.000		
		各階平面図	〃	0.100	0.000		
敷地権 表示(追加)・抹消			敷地権の土地1筆	0.100	0.174		※現地調査 費別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
規約敷地分筆			分筆後の敷地権の土地 2筆まで	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		
法定敷地分筆	申請手続き・図面等		分筆後の敷地権の土地 2筆まで	0.200	0.174		※敷地権 別途加算
	内訳	申請手続き	〃	0.100	0.174		
		建物図面	〃	0.100	0.000		
		各階平面図	〃	0.000	0.000		
	申請手続き・図面等		加算 附属建物1棟増すごと	0.069	0.012		
	内訳	申請手続き	〃	0.024	0.012		
		建物図面	〃	0.044	0.000		
		各階平面図	〃	0.000	0.000		
規約共用部分(団体共用 部分)たる旨の登記			1個1階	0.100	0.174		※敷地権 別途加算
			加算 附属建物1棟増すごと	0.012	0.012		

<画地調整のカウンント例>

画地調整（復元型） K-5の境界を特定または復元の画地調整（1, 3, 4-3, 5, 6-2）の5区画である。	
画地調整（復元型） K-5の境界を特定または復元の画地調整の区画数は、（1, 3, 4-3, 5）4区画である。	
画地調整（復元型） K-6の境界を特定または復元の画地調整の区画数は、（1, 5, 6-2）3区画である。	

公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛加減率

1. 定義

(1) 地域区分

- 耕地 農耕を主とする地域
 村落地 市街地又は準市街地に隣接した田園地帯で農耕を主とする地域
 原野 雑草、灌木類が生育している地域
 準市街地 建物が町並を形成する地域
 市街地 交通、経済、文化等の中心となる地域
 森林 木竹が集団となって生育している地域
 過密市街地 政令に定める都市又はこれに準ずる都市で建物が最も密集している地域
 山林その他 耕作の方法によらないで竹木の生育する土地及び雑草灌木類が生育している地域

2. 各作業に係る加減率について

(1) 多角測量

多角測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－1によるものとする。

- ① 加減率表の運用は、各器械点（多角点）の数量に応じて適用する。
 ② 測点とは、器械点（多角点）のみ計上する。

表－1

難易度		地域区分	山林その他 (耕地)	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
普通	測点 1 点 以下		50%	70%	90%	110%	130%
	測点 2 点		60	80	100	120	140
	測点 3 点		70	90	110	130	150
困難	測点 4 点		70	90	110	130	150
	測点 5 点		80	100	120	140	150
	測点 6 点		90	110	130	150	150
非常に困難	測点 7 点		90	110	130	150	150
	測点 8 点		100	120	140	150	150
	測点 9 点 以上		110	130	150	150	150
	急傾斜地で6点以下		90	110	130	150	150
	急傾斜地で7点		100	120	140	150	150
	急傾斜地で8点以上		110	130	150	150	150

(注) 急傾斜地とは平均斜度15度以上の斜面をいう。

(2) 復元測量及び境界点確認

復元測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－2によるものとする。

表-2

地域区分 難易度	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	50%	70%	90%	110%	130%
普 通	60	80	100	120	140
困 難	70	90	110	130	150

(注)

容易 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在しない場合をいう。

普通 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少ない場合をいう。

困難 隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。

(3) 画地調整

画地調整の作業の難易度による加減率は、表-3によるものとする。

表-3

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50%	100%	120%	150%

(注)

容易 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料（各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等）があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合をいう。

普通 土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、筆界点間の距離、内角又は方向角の記載された図面等の資料があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内でほぼ一致し、筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

困難 筆界点を特定する資料が無く、また資料があっても現地復元性に乏しく、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが類似しており、公図割込み、按分計算等複雑な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

非常に困難 筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地の形状と大きな差異があり、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが大きく異なっている場合で、地域の特殊事情、歴史的経過等を考慮し参考図面類をデジタイザーで座標読み取りをして、局部修正をしながら、必要な公図割込み、按分計算等高度な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

(4) 立会

立会の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－４によるものとする。

① 加減率表の難易度の適用については、利害関係人、地形、障害、立会の諸要件を考慮して運用するものとする。

② 加減率表の難易度が各点で異なる場合の取り扱いは、それぞれの筆界点ごとの難易度に応じて適用する。

表－４

地域区分 難易度	山林 その他 (耕地)	村落 地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	５０％	６０％	８０％	１００％	１２０％
普 通	６０	８０	１００	１２０	１４０
困 難	８０	１００	１２０	１３０	１６０
非常に困難	１００	１２０	１３０	１４０	１８０

(注)

容易 対象土地及び利害関係人が少なく、隣接地周辺が平坦地で建物・構築物・樹木・車両・通行者等の障害が全く存在せず、境界標識が直視でき、かつ、容易に合意が得られる場合をいう。

普通 対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦地で建物・構築物・樹木・車両・通行者等の障害が少なく、境界標識の確認が容易で、かつ、合意が支障なく得られる場合をいう。

困難 対象土地及び利害関係人が筆数を越え、隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行者等の障害が多く、かつ、合意が得ることが困難な場合をいう。

非常に困難 対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を越え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行者等の障害が過密で、かつ、合意を得ることが非常に困難な場合をいう。

(5) 面積測量

面積測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－５によるものとする。

① 器械点又は境界点の一方の点数が上位の難易度に該当する場合は、上位の難易度を適用し、当該欄の加減率による。

表－５

地域区分 難易度	山林 その他 (耕地)	村落 地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
器械点２点又は境界点４点まで	５０％	６０％	８０％	１００％	１２０％
器械点３点又は境界点６点まで	６０	８０	１１０	１２０	１４０
器械点４点又は境界点８点まで	８０	１００	１２０	１４０	１６０
器械点５点又は境界点１０点まで	１００	１２０	１４０	１６０	１７０
器械点６点又は境界点１１点以上	１２０	１４０	１６０	１７０	１８０

(6) 境界点測設

境界点測設の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－6によるものとする。

表－6

地域区分 難易度	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	50%	70%	90%	110%	130%
普 通	60	80	100	120	140
困 難	70	90	110	130	150

(注)

- 容易 黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、測設が容易な場合
- 普通 堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合
- 困難 礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、測設が困難な場合

(7) 境界標埋設

境界標埋設の作業の難易度による加減率は、表－7によるものとする。

表－7

難易度	容易	普通	困難	非常に困難
加減率	50%	100%	140%	180%

(注)

- 容易 黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、埋設が容易な場合
- 普通 堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合
- 困難 礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、埋設が困難な場合
- 非常に困難 アスファルト、コンクリート、岩石等の破碎作業を伴う場合

(8) 引照点測量及び引照点確認

引照点確認及び引照点測量の地域区分及び作業の難易度による加減率は、表－８によるものとする。

表－８

地域区分 難易度	山林その他 (耕地)	村落 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
容 易	５０％	７０％	９０％	１１０％	１３０％
普 通	６０	８０	１００	１２０	１４０
困 難	７０	９０	１１０	１３０	１５０

- 容易 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在しない場合をいう。
- 普通 隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少ない場合をいう。
- 困難 隣接地周辺が建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多い場合をいう。

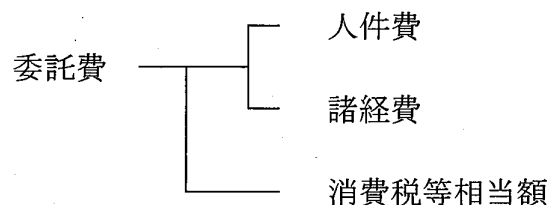
公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準

1 適用範囲

この公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準は、公共事業に係る権利に関する公共嘱託登記（以下「公共嘱託権利登記」という。）を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

この積算基準による委託費の構成は、次によるものとする。



（1）人件費

人件費は、公共嘱託権利登記に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る司法書士の基準日額は、国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価の「測量主任技師」を使用するものとする。

（2）諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について

- （1）この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。
- （2）不動産の個数が5個を超えるときには、発注者及び受注者で協議の上、不動産の個数5個までを1件とすることができる。
- （3）この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛

Ⅰ. 登記に関する申請手続

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 所有権保存	1件	0.180	
2. 相続	1件	0.420	
3. 所有権移転	1件	0.300	
4. 用益権・担保権の設定	1件	0.269	
5. 用益権・担保権の移転又は処分	1件	0.220	
6. 登記名義人の表示変更・更正	1件	0.100	
7. 抹消・変更・その他			
①所有権の登記	1件	0.240	
②所有権以外の登記	1件	0.120	

Ⅱ. 書類の作成、その他

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 文案を要するもの(民法第903条の特別受益証明書等)			
①正本	1枚	0.080	
②その他	1枚	0.009	
2. 文案を要しないもの(共同担保目録のみの作成)	1枚	0.020	
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領(委任状作成を含む)	1通	0.020	
4. 登記簿閲覧等(登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若しくは申請行為代理に関する場合は除く)	1用紙	0.020	

Ⅲ. 割増料・相談業務

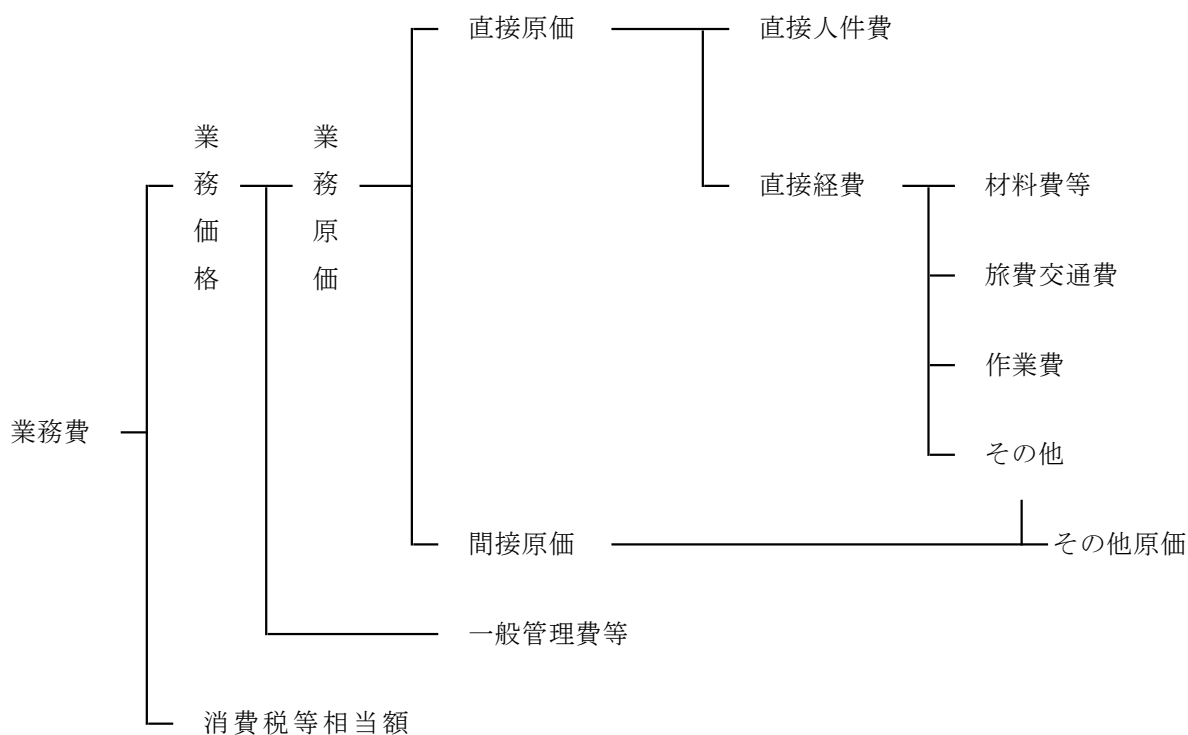
種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
割増料Ⅰ 不動産の個数1個を超える分 1個につき	1個	0.020	
割増料Ⅱ 区分建物所有権保存 敷地権の移転の登記の効力のあるもの	1件	0.160	
その他のもの	1件	0.060	
割増料Ⅲ 区分建物の所有権移転で、敷地権の移転の効力のあるもの	1件	0.160	
相談業務 1時間につき	1時間	0.060	

⑳ 地盤変動影響調査等

地盤変動影響調査等は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（昭和61年4月1日付け建設省経整発第22号建設事務次官通知。以下「事務処理要領」という。）第1条の建物その他工作物（以下「建物等」という。）について、同要領第2条第5号の建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）、第4条の調査（以下「事後調査」という。）並びに第7条に係る費用負担額の算定（以下「算定」という。）並びに費用負担の説明の区分により行うものとする。

第1 業務費の構成

この積算基準による業務費の構成は、原則として、次によるものとする。



第2 業務費の内容及び積算

1 直接原価

直接原価は、直接人件費及び直接経費に区分して積算するものとし、積算の方法等は次によるものとする。

(1) 直接人件費

イ 直接人件費は、調査業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

ただし、これによりがたい特別の事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。

ロ 補正率の取扱い

各区分における単位当たりの直接人件費積算のための補正率の取扱いは、原則として次に例示する方法によるものとする。この場合の計上人員（歩掛）は、小数点以下第3位を切捨てとする。

なお、規定された規模補正を超える場合又は難易補正により難しい場合においては、見積を徴収するものとする。

（例示）木造建物A（表6－5）の場合

職種	(基準値) 規模 70㎡以上 130㎡未満	補正率	(補正值) 規模 200㎡以上 300㎡未満
技師 A	0. 6 8 人	1. 8 0	1. 2 2 人
技師 B	2. 0 8 人	1. 8 0	3. 7 4 人
技師 C	1. 4 2 人	1. 8 0	2. 5 5 人
技師 D	0. 1 3 人	1. 8 0	0. 2 3 人

注補正率は、表6－6で定める率である。

(2) 直接経費

イ 材料費等

材料費等は、調査業務を実施するに当たって必要な材料等の費用とし、補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に定める管制業務原価報告書科目のうちトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって、次の式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×7パーセント

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1－3（以下「1－3」という。）を適用する。

ハ 作業費

調査業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費用を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2)の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \{ \{ \text{直接人件費} \} + \{ \text{直接経費} \} + \{ \text{その他原価} \} \\ & + \{ \text{一般管理費等} \} \} \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

5 その他

(1) 作業区分

本歩掛の作業区分は、調査外業（調査）、調査内業（図面等）及び算定とする。

イ 調査外業は、建物等の現地での調査及び官公庁その他関係する機関において所調査を行うことをいう。

ロ 調査内業は、調査外業における結果を基に図面、調査書の作成及び補償額又は費用負担額の算定に必要となる諸数量の計算等の作業を行うことをいう。

ハ 算定は、調査内業の結果を基に各種単価の記入及び補償額、費用負担額等の計算並びに成果品の整理製本等の作業を行うことをいう。

(2) 職種の表示

積算基準の歩掛表に表示する職種は、次のとおりとする。

職 種 名	表 示 職 種
主 任 技 師	主 任 技 師
技 師 (A)	技 師 A
技 師 (B)	技 師 B
技 師 (C)	技 師 C
技 術 員	技 師 D

第3 共通

1 打合せ協議

調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、表4-1により行うものとする。

表4-1

種目	単位	規模	職種	外 業			備 考
				業 務 着手時	中 間 打合せ	成果物 納入時	
打合せ協議	業務	—	主任技師	0.50	0.50	0.50	中間打合せ 1回当たり
			技師 A	0.50	0.50	0.50	
			技師 B	0.50	0.50	0.50	

注1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

注2 中間打合せの回数は、各業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

注3 複数の業務区分（例：第6建物等の調査と第7営業その他の調査 など）の業務を同時に発注する場合は、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

注4 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、（主任）監督員と、主任担当者を含む担当技術者又は業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

2 作業計画の策定

調査業務の実施に伴う作業計画書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2により行うものとする。

表4-2

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
作業計画書の作成	業 務	—	主任技師	0.38	
			技師 A	0.38	

第4 地盤変動影響調査等

〔一〕 事前調査、事後調査及び算定

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、事前調査のみ、事後調査のみ及び算定のための業務実施については1回を、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回を標準とするが、必要に応じて打合せ回数を増減する

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－1－1により行うものとする。

表15－1－1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.39人	
			技師 B	0.39人	
			技師 C	0.39人	

3 事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分

事前調査及び事後調査を行う場合の建物の区分は、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査 4 建物の調査表6－3、表6－4及び表6－10の区分によるものとする。

4 事前調査

（1）建物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15－1－2により行うものとする。

ただし、鉄骨系、コンクリート系及び木質系のプレハブ造の建物については、木造建物に準じて処理するものとする。なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15－1－2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.78	0.30	—	1.08人	
			技師 B	0.78	0.93	—	1.71人	
			技師 C	0.78	0.56	—	1.34人	
			技師 D	—	0.58	—	0.58人	

木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.93 0.93 0.93 —	0.34 0.82 0.66 0.50	— — — —	1.27人 1.75人 1.59人 0.50人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.55 0.55 0.55 —	0.25 0.63 0.33 0.47	— — — —	0.80人 1.18人 0.88人 0.47人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.59 0.59 0.59 —	0.22 0.92 0.19 0.54	— — — —	0.81人 1.51人 0.78人 0.54人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	1.07 1.07 1.07 —	0.39 1.13 0.78 0.68	— — — —	1.46人 2.20人 1.85人 0.68人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	1.06 1.06 1.06 —	0.40 1.39 0.73 0.47	— — — —	1.46人 2.45人 1.79人 0.47人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A 技師 B 技師 C 技師 D	0.67 0.67 0.67 —	0.30 0.77 0.48 0.59	— — — —	0.97人 1.44人 1.15人 0.59人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合で木造建物A、B及びCにあつては、表15-1-3、
木造特殊建物にあつては表15-1-4、非木造建物イ、ロ及びハにあつては表15-1
-5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有者又は借家人によって集合住宅となっているときは、本
表によらず表15-1-6により直接人件費の積算を行うものとする。

木造建物A、B及びCの補正率

表15-1-3

建物延べ 面積	70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 450㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

450㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
3.00	4.00	5.30

木造特殊建物の補正率

表15-1-4

建物延べ 面 積	50㎡未満	50㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 200㎡未満	200㎡以上 300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60

300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.50	4.70

非木造建物イ、ロ及びハの補正率

表15-1-5

建物延べ 面 積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満
2.60	3.20	4.10	5.20	6.20

5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
7.50	9.50	12.30	15.90

表15-1-6

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.36	0.11	—	0.47人	
			技師 B	0.36	0.22	—	0.58人	
			技師 C	0.36	0.18	—	0.54人	
			技師 D	—	0.14	—	0.14人	

注1 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15-1-7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15－1－7

戸当たり 延べ面積	35㎡未満	35㎡以上 65㎡未満	65㎡以上 100㎡未満	100㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 225㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.40

225㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 700㎡未満
3.00	4.00	5.30

(2) 工作物の調査

建物敷地内の建物の事前調査に要する直接人件費の積算は、表15－1－8により行うものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15－1－9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点（公共水準点）の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。

表15－1－8

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.43	0.18	—	0.61人	
			技師 B	0.43	0.38	—	0.81人	
			技師 C	0.43	0.44	—	0.87人	
			技師 D	—	0.32	—	0.32人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15－1－9の補正率を適用するものとする。

表15－1－9

敷地面積	100㎡未満	100㎡以上 300㎡未満	300㎡以上 630㎡未満	630㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.80	2.90	4.10

2,000㎡以上 3,300㎡未満	3,300㎡以上 5,000㎡未満
5.70	7.70

5 事後調査

(1) 建物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15－1－10により行うものとする。ただし、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15－1－10

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物 A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.71	0.26	—	0.97人	
			技師 B	0.71	0.74	—	1.45人	
			技師 C	0.71	0.45	—	1.16人	
			技師 D	—	0.65	—	0.65人	
木造建物 B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.84	0.37	—	1.21人	
			技師 B	0.84	0.66	—	1.50人	
			技師 C	0.84	0.61	—	1.45人	
			技師 D	—	0.50	—	0.50人	
木造建物 C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.46	0.23	—	0.69人	
			技師 B	0.46	0.74	—	1.20人	
			技師 C	0.46	0.32	—	0.78人	
			技師 D	—	0.55	—	0.55人	
木造特殊建物	棟	50㎡以上 70㎡未満	技師 A	0.57	0.28	—	0.85人	
			技師 B	0.57	0.65	—	1.22人	
			技師 C	0.57	0.23	—	0.80人	
			技師 D	—	0.51	—	0.51人	
非木造建物 (用途区分) イ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.17	0.36	—	1.53人	
			技師 B	1.17	0.65	—	1.82人	
			技師 C	1.17	0.33	—	1.50人	
			技師 D	—	0.60	—	0.60人	
非木造建物 (用途区分) ロ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	1.00	0.38	—	1.38人	
			技師 B	1.00	0.73	—	1.73人	
			技師 C	1.00	0.54	—	1.54人	
			技師 D	—	0.74	—	0.74人	
非木造建物 (用途区分) ハ	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	0.66	0.23	—	0.89人	
			技師 B	0.66	0.68	—	1.34人	
			技師 C	0.66	0.38	—	1.04人	
			技師 D	—	0.63	—	0.63人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15－1－3、表15－1－4及び表15－1

－5の補正率表を適用するものとする。

注2 建物1棟が複数の区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときは、
本表によらず表15－1－11により直接人件費の積算を行うものとする。

表15－1－6

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	0.20	0.11	—	0.31人	
			技師 B	0.20	0.13	—	0.33人	
			技師 C	0.20	0.07	—	0.27人	
			技師 D	—	0.09	—	0.09人	

注1 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注2 各戸当たり及び共用部分が、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15－1－7の補正率表を適用するものとする。

注3 建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を60パーセントに補正するものとする。また、本歩掛には水準測量を含むものとする。

（2）工作物の調査

建物敷地内の建物の事後調査（費用負担額の算定を除く。）に要する直接人件費の積算は、表15－1－12によるものとし、本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15－1－9の補正率表を適用するものとする。なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。

表15－1－12

区 分	単位	敷地面積	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	0.41	0.21	—	0.62人	
			技師 B	0.41	0.38	—	0.79人	
			技師 C	0.41	0.28	—	0.69人	
			技師 D	—	0.34	—	0.34人	

注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。

注2 駐車場（月ぎめ駐車場等）や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15－1－9の補正率を適用するものとする。

6 算 定

算定とは、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に定めるところにより算定が必要と認められる建物及び工作物について費用負担額の算定を行うものとし、これに要する業務費の積算は、表15－1－13により行うものとする。

なお、本歩掛は建物等の損傷箇所を補修する方法による費用負担額の算定の場合に適用するものとし、建物等の構造部の矯正による算定及び復元による算定の場合は本歩掛を適用せず、別途見積等を徴収して対応するものとする。

表15－1－13

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	—	0.21	0.12	0.33人	
			技師 C	—	0.72	0.24	0.96人	
			技師 D	—	—	0.14	0.14人	
非木造建物	棟	200㎡以上 400㎡未満	技師 A	—	0.38	0.26	0.64人	
			技師 C	—	1.14	0.34	1.48人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15人	
区分所有 建物等	戸	35㎡以上 65㎡未満	技師 A	—	0.10	0.07	0.17人	
			技師 C	—	0.25	0.13	0.38人	
			技師 D	—	—	0.04	0.04人	
工 作 物	箇所	100㎡以上 300㎡未満	技師 A	—	0.18	0.12	0.30人	
			技師 C	—	0.41	0.13	0.54人	
			技師 D	—	—	0.08	0.08人	

注1 木造特殊建物は、木造建物として取り扱うものとする。

注2 区分所有権者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。

注3 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表15－1－3、表15－1－5、表15－1－7及び表15－1－9の補正率を適用するものとする。

〔二〕 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うこといい、次の項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、「用地調査等業務費積算基準」第6建物等の調査
3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15－2－1により行うものとする。

表15-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	—	技師 A	0.60人	
			技師 B	0.60人	
			技師 C	0.60人	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-2により行うものとする。

表15-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況ヒアリング等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	0.05	0.04	0.09人	
			技師 C	0.05	0.04	0.09人	

注1 技師A 1名、技師C 1名の2名編成で行うことを前提としたものである、ただし、概況ヒアリングには、主任技術者が加わるものとする。

注2 直接人件費 = 単価 × 権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-3により行うものとする。

表15-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料の作成等	権利者	—	主任技師	—	0.04	0.04人	
			技師 A	—	0.11	0.11人	
			技師 C	—	0.21	0.21人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表15-2-4により行うものとする。

表15-2-4

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
費用負担説明	権利者	—	主任技師	—	0.10	0.10人	
			技師 A	1.45	0.10	1.55人	
			技師 C	1.45	0.36	1.81人	

注 直接人件費 = 単価 × 権利者数

別表

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区分	種 別	細 別	単 位	數位	備 考
共通	打合せ協議		業 務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。
	作業計画の策定		業 務	1	
事前調査 事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		回	1	

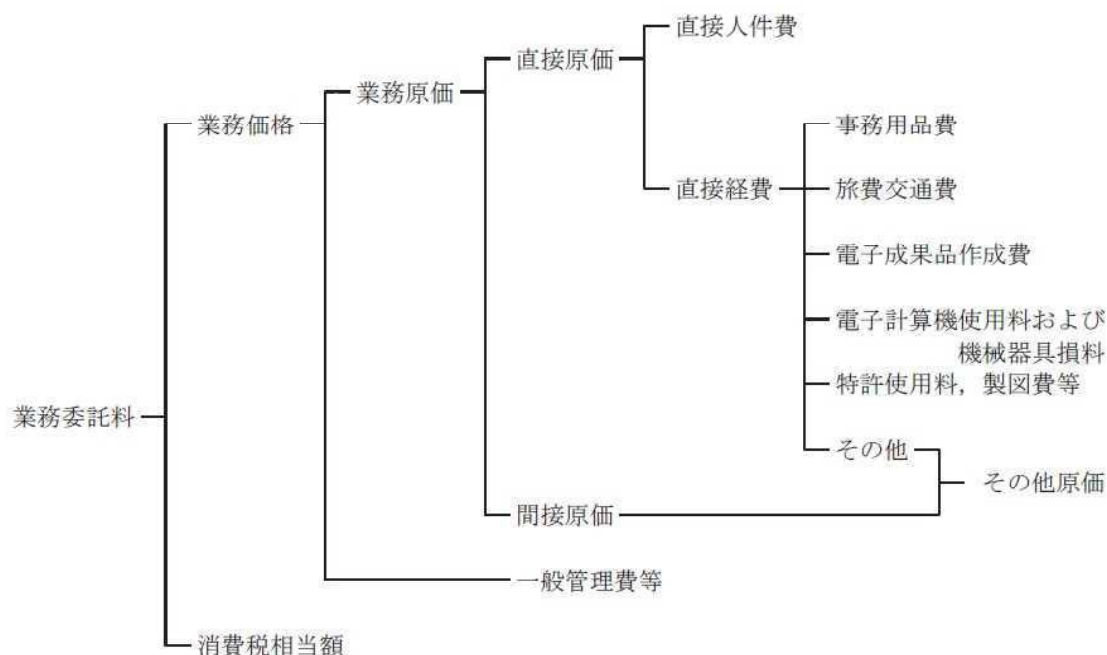
②公園緑地設計業務等委託

1－1 適用範囲

この積算基準は、公園緑地事業に係わる設計業務等のうち、大阪府営公園の部分改修、新規整備に伴う実施設計を委託する場合に適用するものとする。

1－2 業務委託料

1) 業務委託料の構成



2) 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とするものとする。

② 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の1から5までに掲げるものとする。

1. 事務用品費
2. 旅費交通費
3. 電子成果品作成費
4. 電子計算機使用料及び機械器具損料
5. 特許使用料、製図費等

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(2) その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

① 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費等

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保険料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1) 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等})] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、1-2の2)の(1)の②の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については各所管の「旅費取扱規則」および「日額旅費支給規則」等に準じて積算するものとする。

1-2の2)の(1)の②の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、 α 値については、[設計業務等標準積算基準書・同参考資料 第3編第1章第1節の「1-3業務委託料の積算」](#)の値を適用するものとする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β 値については、[設計業務等標準積算基準書・同参考資料 第3編第1章第1節の「1-3業務委託料の積算」](#)の値を適用するものとする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税の税率を乗じて得た額とする。

$$\text{消費税相当額} = \left[\left\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \right\} + (\text{一般管理費等}) \right] \times (\text{消費税率})$$

- 2) 個人(建設コンサルタント以外の個人をいう)に委託する場合(諸謝金による場合を除く。)
1) と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする。

1-4 設計変更の積算

業務委託の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}} \quad (\text{落札率を乗じた額})$$

$$\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率}) \quad (\text{落札率を乗じた額})$$

- (注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。

1-5 直接人件費の算出

1) 直接人件費の算出

$$\text{直接人件費} = (\text{標準歩掛によって算出した直接人件費}) \times \text{補正係数 (S)}$$

2) 補正係数

$$S = a \times b \times c$$

S : 補正係数

a : 面積による補正係数

b : 資料の提供による補正係数

c : 整備水準による補正係数

(1) 面積による補正 (a)

①部分改修の場合

$$a = \left(\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right)^{0.67}$$

②新規整備の場合

$$a = \left(\frac{\text{対象面積}}{\text{基準面積}} \right)^{0.67} \times 0.9521 \times A^{-0.494} \quad [A = \text{対象面積 (ha)}]$$

備考 1. 対象面積 0.1 ha 未満の公園緑地については、0.1 ha として算出する。

2. 実施設計において、設計対象とならない区域(既存の湖沼及び樹林等)は、対象面積から除外するものとする。

(2) 資料の提供による補正 (b)

委託業務のうち、標準構造図、参考図書、参考例等の資料の提供その他により、受注者の作業量が軽減する場合は、2割以内の範囲で軽減することができる。

(3) 整備水準による補正 (c)

整備水準による作業の難易については、2割以内の範囲で増減することができる。

※基盤整備→0.8

3) 計算例（既開設区域の部分改修）

面 積………1.8h a

資料の提供………実施設計において大部分の構造物について標準構造図の資料提供があり、2割減とする。

整備水準………普通

$$S = a \times b \times c$$

実施設計の補正係数

$$S_2 = \left(\frac{1.8}{2.0} \right)^{0.67} \times 0.8 \times 1.0 = 0.75$$

※補正係数は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

（「建設工事積算基準〔Ⅲ〕（測量・地質・設計等）〔Ⅲ参考〕」の「第1編 総則」の「第1章 総則（参考資料）」の「第2節 設計等における数値の扱い」の「2-2 端数処理等の方法」を参照）

1-6 標準歩掛

1) 標準歩掛の適用

（1）実施設計において、大阪府営公園（広域公園）の起伏の少ない平地の実施設計を対象とし、設計対象面積は2.0haまでとする。

なお、急傾斜地などの地形条件が複雑な部分の実施設計、特殊な構造物、詳細な設備設計などは別途積算する。

（2）標準歩掛は、計画地の全区域を一体的に計画あるいは設計する場合に適用する。

（3）標準歩掛表のうち、不要な業務内容は、削除して使うものとする。

2) 標準歩掛

基準面積：2.0h a

（単位：人）

設計 区分	職 種	技 師 長	主 任 技 師	技 師 （ A ）	技 師 （ B ）	技 師 （ C ）	技 術 員
	業務内容						
実 施 設 計	与条件の確認及び調査	—	1.0	2.0	2.5	2.5	—
	実 施 設 計 の 検 討	—	3.5	4.0	5.0	6.0	—
	実 施 設 計 図 の 作 成	—	—	6.0	16.5	26.0	45.5
	仕 様 書 作 成 及 び 工 期 の 算 定	—	—	3.5	5.0	—	—
	数 量 計 算	—	—	—	5.0	9.5	18.0
	工 事 費 算 出	—	—	—	3.5	5.5	8.0
	計	—	4.5	15.5	37.5	49.5	71.5

（注）上表は、照査及び報告書の作成を含んでいる。

1-7 設計協議（打合せ）

設計業務等標準積算基準書・同参考資料の第3編第2章第1節「共通」に準拠すること。

2-1 電子成果品作成費

設計業務等標準積算基準書・同参考資料の第3編第1章第3節「電子成果品作成費」に準拠すること。

③ 街路樹診断業務

1. 適用範囲及び留意事項

(1)本歩掛は大阪府管理道路の街路樹を対象として、健全度を判定するため、街路樹を診断する業務に適用する。

(2)診断作業は、下記の指針を参考にすることを標準とする。

- ・街路樹倒伏対策の手引き第2版（国土交通省国土技術政策総合研究所、H31年2月）
- ・令和3年度街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）
- ・樹木医の手引き（一般財団法人日本緑化センター）

2. 作業区分

街路樹診断における作業区分は以下のとおりとする。

作業区分		業務内容
項目	種別	
準備作業	診断準備	診断作業に先立ち、街路樹台帳、過年度の点検調書等の情報収集、出力。 診断に必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集。
	現地計測	診断作業に先立って現地踏査を行い、診断対象樹木の計測。 【計測項目】…①樹種②幹周③樹高④枝張 また街路樹の立地環境、交通状況、交通規制の要否等の現場の概況を把握する。
	写真撮影	下記に留意し記録写真撮影計画書を作成。診断対象木の撮影、出力。 (1)全景写真 (2)診断判定で健全度B2及びCについては異常個所の局所写真、また同じく健全度B1については必要に応じて局所写真。 (3)診断判断で健全度B2及びCについては、診断カルテに添付するとともに、別途アルバムを作成。
診断作業	樹木点検	倒木の危険性の高い樹木を迅速に発見して適切な処置を早期に行うとともに、 外観 診断の必要な樹木を抽出するために行う。 樹木点検表 に基づいた、診断の実施。
	外観診断	樹木の外観の目視と診断用具によって活力診断と部位診断を行い、その診断結果に基づいて判定する。街路樹診断カルテに基づいた、診断の実施。
	機器診断	貫入抵抗測定器等により腐朽状態や腐朽量を測定し、腐朽や空洞の程度を数値的に把握し、診断・判定する。 腐朽診断カルテ（レジ） に基づいた、診断の実施。
分析作業	結果分析	各診断結果の内容を整理・分析し、総合的に判定。
報告書作成	カルテ入力	各診断結果、分析作業結果について、出力ソフトでのカルテデータの入力。
	報告書作成	各診断・分析の成果として、作成した資料やカルテ等のとりまとめ、報告書一式の入出力。

3. 単価等

街路樹診断における樹木医単価（直接人件費）は 51,900 円（人）とする。

4. 標準歩掛

（1）街路樹 樹木点検①幹周 60cm未満（100 本当たり）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.3	0.3	0.3	0.3	300
	現地計測			0.2		1.0	200
	写真撮影					2.0	100
点検作業	樹木点検		1.0		1.0		100
分析作業	結果分析		0.5			1.0	100
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.3	30
	報告書作成		0.7			2.0	300

（2）街路樹 樹木点検②幹周 60cm以上（100 本当たり）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.3	0.3	0.3	0.3	300
	現地計測			0.3		1.0	200
	写真撮影					2.0	100
点検作業	樹木点検		1.0		1.0		100
分析作業	結果分析		0.5			1.0	100
報告書作成	カルテ入力		1.7			3.4	30
	報告書作成		0.7			2.0	300

（3）街路樹 外観診断①幹周 60cm未満（100 本当たり）

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量 （本）
			樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測			1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影					3.0	100
診断作業	外観診断		3.3		3.3	3.3	30
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2	250
	報告書作成		1.6			3.2	250

(4) 街路樹 外観診断②幹周 60cm以上 120cm未満 (100 本当り)

職種 区分・種別		直接人件費（人）				日当り作業量
		樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	（本）
準備作業	診断準備	0.5	1.0	1.0	1.0	100
	現地計測		1.0	1.0	3.0	100
	写真撮影				3.0	100
診断作業	外観診断	5.0		5.0	5.0	20
分析作業	結果分析	3.1	1.5	1.5	3.1	65
報告書作成	カルテ入力	1.6			3.2	250
	報告書作成	1.6			3.2	250

(5) 街路樹 外観診断③幹周 120cm以上 240cm未満 (100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量
		樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	（本）	
準備作業	診断準備	0.5	1.0	1.0	1.0	100	
	現地計測		1.0	1.0	3.0	100	
	写真撮影				3.0	100	
診断作業	外観診断	6.7		6.7	6.7	15	
分析作業	結果分析	3.1	1.5	1.5	3.1	65	
報告書作成	カルテ入力	1.6			3.2	250	
	報告書作成	1.6			3.2	250	

(6) 街路樹 外観診断④幹周 240cm以上 (100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費（人）				日当り作業量
		樹 木 医	土木一般世話役	造 園 工	普通作業員	（本）	
準備作業	診断準備	0.5	1.0	1.0	1.0	100	
	現地計測		1.0	1.0	3.0	100	
	写真撮影				3.0	100	
診断作業	外観診断	14.3		14.3	14.3	7	
分析作業	結果分析	3.1	1.5	1.5	3.1	65	
報告書作成	カルテ入力	1.6			3.2	250	
	報告書作成	1.6			3.2	250	

(7) 街路樹 外観診断⑤高所作業

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	高所作業車 (伸縮ブーム型床高 12m) (日)	
準備作業	診断準備		0.5	1.0	1.0	1.0		100
	現地計測			1.0	1.0	3.0		100
	写真撮影					3.0		100
診断作業	外観診断		20.0		20.0	20.0	20.0	5
分析作業	結果分析		3.1	1.5	1.5	3.1		65
報告書作成	カルテ入力		1.6			3.2		250
	報告書作成		1.6			3.2		250

(8) 街路樹 機器診断①幹周 90cm未満 (軟材)

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフPD型) (台)	測定用錐 (L = 50 cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	機器診断		3.6			3.6	3.6	2.5	20
分析作業	結果分析(2方向)		2.8			2.8			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(9) 街路樹 機器診断②幹周 90cm以上 180cm未満 (軟材)

(100 本当り)

区分・種別		職種	直接人件費 (人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフPD型) (台)	測定用錐 (L = 50 cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	機器診断		4.5			4.5	4.5	4.0	16
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(10) 街路樹 機器診断③幹周180cm以上(軟材)

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費（人）				機械経費	材料費	日当り作業量 （本）
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 （レジストグラフ PD 型） （台）	測定用錐 （L = 50 cm） （本）	
準備作業	診断準備	0.4	0.4	0.4	0.4			80	
	写真撮影				1.2			60	
診断作業	機器診断	6.2			6.2	6.2	5.0	12	
分析作業	結果分析(4方向)	3.5			3.5			40	
報告書作成	カルテ入力	3.6			7.0			40	
	報告書作成	1.0			2.5			40	

(11) 街路樹 機器診断④幹周90cm未満(硬材)

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費（人）				機械経費	材料費	日当り作業量 （本）
		樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 （レジストグラフPD型） （台）	測定用錐 （L = 50 cm） （本）		
準備作業	診断準備	0.4	0.4	0.4	0.4			80	
	写真撮影				1.2			60	
診断作業	機器診断	4.3			4.3	4.3	3.0	18	
分析作業	結果分析(2方向)	2.8			2.8			40	
報告書作成	カルテ入力	3.6			7.0			40	
	報告書作成	1.0			2.5			40	

(12) 街路樹 機器診断⑤幹周90cm以上180cm未満(硬材)

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費（人）				機械経費	材料費	日当り作業量 （本）
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 （レジストグラフPD型） （台）	測定用錐 （L = 50 cm） （本）	
準備作業	診断準備	0.4	0.4	0.4	0.4			80	
	写真撮影				1.2			60	
診断作業	機器診断	5.3			5.3	5.3	4.5	12	
分析作業	結果分析(4方向)	3.5			3.5			40	
報告書作成	カルテ入力	3.6			7.0			40	
	報告書作成	1.0			2.5			40	

(13) 街路樹 機器診断⑥幹周180cm以上(硬材)

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	貫入抵抗測定器 (レジストグラフPD型) (台)	測定用錐 (L=50cm) (本)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	機器診断		7.0			7.0	7.0	6.0	10
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(14) 街路樹 機器診断⑦高所作業(軟材・硬材)

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				機械経費	材料費	日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	高所作業車 (伸縮アーム型床高12m) (日)	貫入抵抗測定器 (レジストグラフPD型) (台)	
準備作業	診断準備		0.4	0.4	0.4	0.4			80
	写真撮影					1.2			60
診断作業	機器診断		18.0			18.0	18.0	18.0	3.8
分析作業	結果分析(4方向)		3.5			3.5			40
報告書作成	カルテ入力		3.6			7.0			40
	報告書作成		1.0			2.5			40

(15) ナンバープレート設置

樹木番号プレートの取付けを行う。資材は支給を標準とする。

(100本当り)

区分・種別		職種	直接人件費(人)				日当り作業量 (本)
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員	
ナンバープレート設置						2.2	90

(16) 打合せ協議

街路樹診断における打合せは以下のとおりとし、業務着手時、中間打合せ(標準1回)、成果品納入時を標準とする。

(1業務当り)

区分・種別		職種	直接人件費(人)			
			樹木医	土木一般世話役	造園工	普通作業員
打合せ協議	業務着手時		1.0	1.0		
	中間打合せ		1.0	1.0		
	成果品納入時		0.5	0.5		

(1 7) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
高所作業車	トラック架装 ブーム型床高 12m	機－28	

※諸経費体系及び諸経費率については、[設計業務等標準積算基準書・同参考資料 第2編第1章「地質調査積算基準」](#)に準ずるものとする。

※日当たり作業量については、業務期間の算定や各作業における交通誘導員数等を算定するための参考値である。

③① 設計資料検査業務

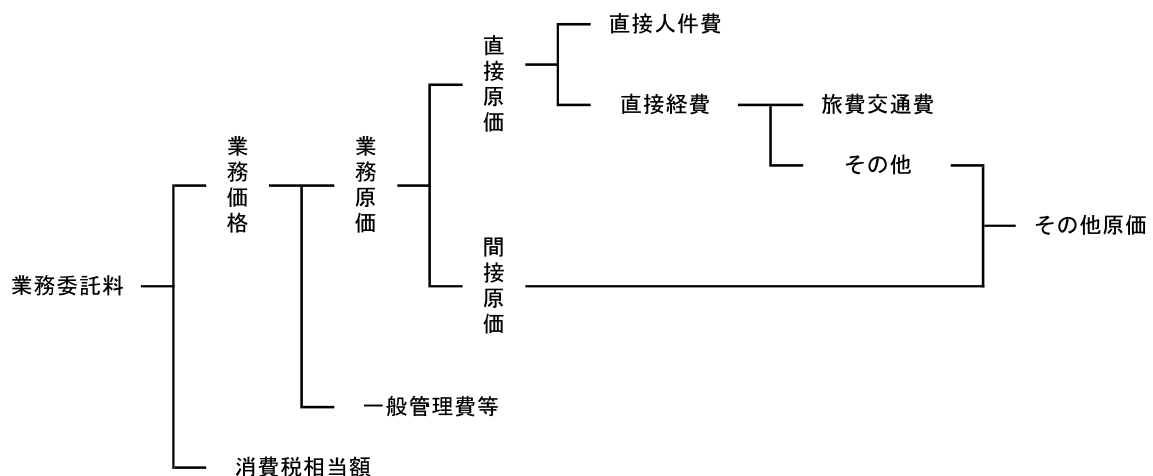
・設計資料検査業務 積算基準（案）

1－1 適用範囲

詳細設計業務の設計成果の点検を補助業務として外部委託する場合に適用する。

1－2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

イ 直接人件費及び直接経費（積上げ計上）

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

（ロ）直接経費（積上げ計上）

直接経費は、業務処理に必要な経費で旅費交通費とする。

ロ その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上げ計上除く）からなる。

①間接原価

当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・減価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員、給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

二 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1－3 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

$$\begin{aligned}\text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [\{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等})] \\ &\quad \times [1 + (\text{消費税率})]\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接人件費は、業務処理に従事する設計技術者の職階に応じて積算する。

ロ 直接経費は、業務に直接必要となる経費に限り積算する。

旅費交通費

打合せに必要な経費を対象とする。 (1業務当たり)

ハ その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額とする。

$$\begin{aligned}(\text{その他原価}) &= (\text{直接人件費}) \times \alpha \div (1 - \alpha) \\ \alpha \div (1 - \alpha) &: \text{小数第4位止め(小数第5位四捨五入)}\end{aligned}$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上げ計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

二 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定して得た額とする。

$$\begin{aligned}(\text{一般管理費等}) &= (\text{業務原価}) \times \beta \div (1 - \beta) \\ \beta \div (1 - \beta) &: \text{小数第4位止め(小数第5位四捨五入)}\end{aligned}$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取扱い

数量の増減により設計変更を行う。

1－4 積算要領及び委託期間

(1) 委託期間の算定

委託は、特定の時期に作業が集中しないよう計画的な業務発注計画を立案するとともに、十分な期間を設定すること。

(2) 積算要領

積算要領は、設計業務等積算基準に準じるものとする。ない、各項目については、次のとおりとする。

イ 点検歩掛

詳細設計等の点検であるため、詳細設計等における各工種の「照査」歩掛を低減（65%）して運用するものとする。

詳細設計時に類似構造物として設計しているものは、類似構造物（補正率は標準積算基準書による。）として積算するものとするが、点検業務成果が異なる場合は類似構造物として取り扱わない。その他の補正の適用についても設計時の補正率を適用するものとする。

該当する詳細設計等の各工種で数量契約するものとし、変更契約がかのうにしておくものとする。

(例)	重力式擁壁工（h＝〇〇m）	〇〇箇所
	逆T式擁壁工（h＝〇〇m）	〇〇箇所
	逆T式擁壁工（h＝〇〇m、類似）	〇〇箇所
	函渠工（〇m×〇m 標準設計）	〇〇箇所
	樋門・樋管（〇m×〇m）	〇〇箇所
	橋台工（逆T式 h＝〇〇m）	〇〇基
	杭基礎工（場所打杭 φ〇. 〇m）	〇〇箇所
	3径間連続鋼箱桁橋（L＝〇〇m）	〇〇橋 等

ロ 資料整理

業務件数に応じ、資料整理（報告書とりまとめ）として、次表により積算するものとする。

区 分	試料整理件数	技師（A）	技師（B）	技術員	備 考
報告書とりまとめ	50件未満	1	3	2 0	
	50～100件未満	1	6	2 5	
	100件以上	1	9	3 0	

（注） ①資料整理件数は、点検等を行う設計業務件数の加算値で判断すること。

②資料整理が極端に少ない場合は、本部担当課と協議すること。

ハ 業務打合せ

業務打合せは、原則として、業務着手時、中間（２ヶ月に１回程度）及び成果品納品時とし、次の技術者の組合わせを標準とする。

技師（Ａ）－－－－－－－－ ０．５日／回

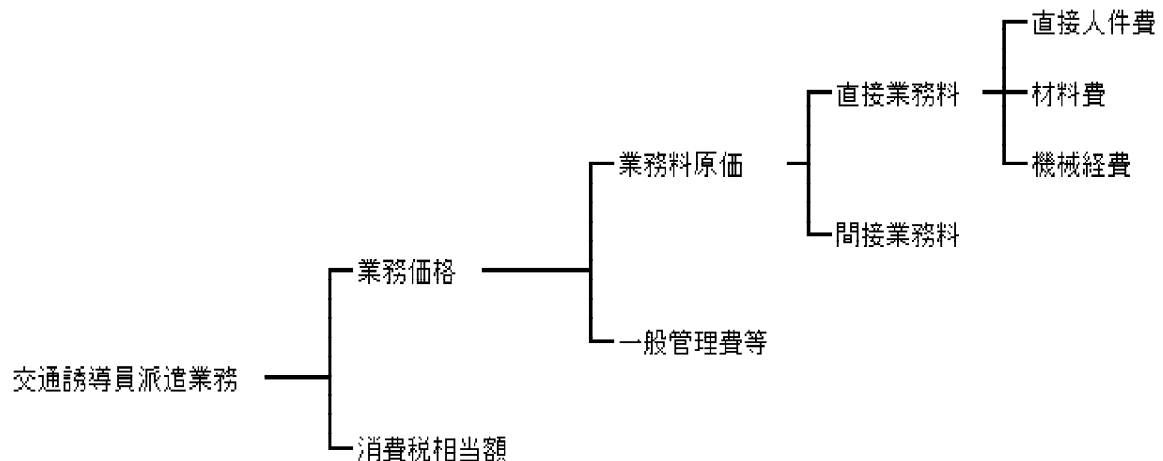
技師（Ｂ）－－－－－－－－ ０．５日／回

③② 交通誘導員派遣業務

1-1 適用範囲

この積算基準は、災害等緊急時において交通誘導員を派遣する場合の業務委託に適用する。

1-2 業務委託料



(2) 業務委託料の積算

業務委託料の積算方式

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝ [{ （業務料原価）＋（一般管理費等） }] ＋ [1＋（消費税率）]

＝ [{ （直接業務料）＋（間接業務料）＋（一般管理費等） }] ＋ [1＋（消費税率）]

(3) 間接業務料

間接業務料は、交通誘導警備員の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全対策に要する安全費、安全訓練費等の費用とし、直接業務料の 41.0%とする。

(4) 一般管理費等

一般管理費等は、警備会社における経費等のうち交通誘導警備を実際に行う警備員の直接人件費、間接人件費以外の経費とし、一般管理費及び付加利益から構成され、

業務料原価の 14.38%

1) 一般管理費

交通誘導警備業務の当該業務担当部署以外の経費。

手配担当者、経理、営業及び役員等の・報酬・従業員給与手当・退職金・法定福利費・福利厚生費・事務用品費・通信交通費・動力用水光熱費・広告宣伝費・交際費・寄付金・地代家賃・減価償却費・租税公課・保険料・雑費等を含む。

2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する警備会社を、継続的に運営するのに要する費用、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

1-3 直接業務料の積算

(イ) 直接人件費

直接人件費は表 1.1により算出する。

表 1.1

区 分	現 場 条 件	計 算 式	
		交通誘導警備員 A	交通誘導警備員 B
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.2 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2 A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	$1.5 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5 A \times \text{必要日数} \times N$
4	夜間勤務 (20:00~5:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	$1.8 A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8 A \times \text{必要日数} \times N$
5	24 時間勤務 実働 22 時間 (交替要員無し)	$3.0 A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0 A \times \text{必要日数} \times N$
6	24 時間勤務 実働 24 時間 (交替要員有り)	$3.4 A \times \text{必要日数} \times N$	$3.5 A \times \text{必要日数} \times N$

注) 1. A : 交通誘導警備員単価 N : 配置人員

2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。

3. 区分 5, 6 は 2 交替制勤務とする。

4. 交替要員有りは、休憩、休息時間についても交通誘導を行う場合に適用する。 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。

(ロ) 機械経費：積上げ計上とする。

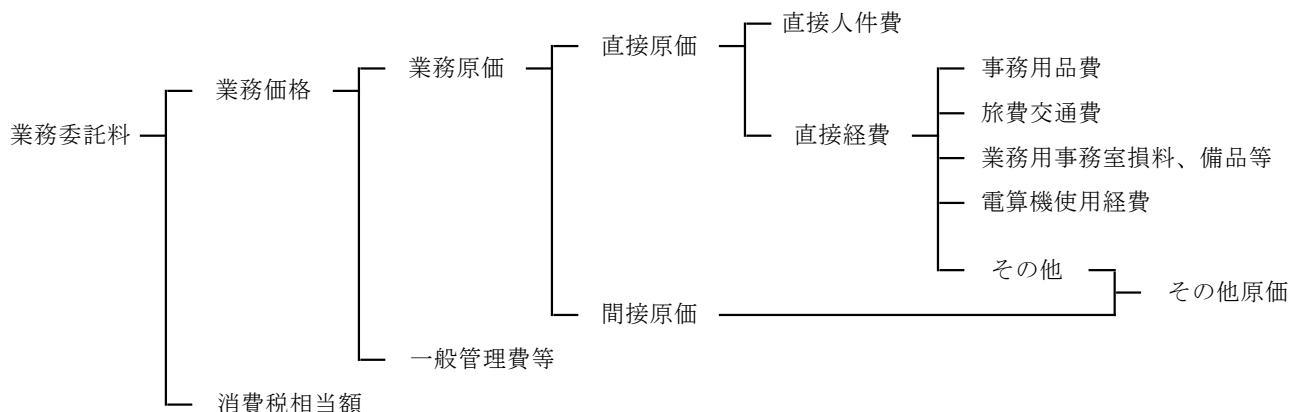
③ 工事監督支援業務

1. 適用範囲

この積算基準は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く）に係る工事監督支援業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

（ロ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費（業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む）
- c. 業務用事務室損料及び備品費等
- d. 電算機使用経費

（ハ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

※一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})
 \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。

(ロ) 直接経費

事務用品費、業務用事務室損料及び電子計算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費等

旅費交通費等に関する算定は設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）に準ずる。

なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

旅費交通費	旅費交通費等の上限（千円）
直接人件費の4. 15%	—

(注) 旅費交通費等の率は、打合せ、現地確認、段階確認、工事検査等への臨場の費用とする。

c 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

d 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となる場合は、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。

電算機使用経費
直接人件費の2. 7%

(注) 直接人件費は、往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。

e その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、25%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、設計業務等標準積算基準書および同（参考資料）を参考とする。

4. 業務内容

(1) 打合せ

- ・業務の実施にあたり、調査職員と管理技術者は、業務着手時及び業務完了時に、業務の全体計画等に打合せを行うことを基本とする。
- ・業務履行期間中、調査職員と管理技術者については定期的な打合せを行うことを基本とし、打合せの頻度等は設計図書によるものとする。
- ・定期的な打合せについては、業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることが出来る。

(2) 工事管理

- ・工事監督支援業務共通仕様書第4003条を基本とする。

(3) 指揮・監督業務

- ・工事監督支援業務共通仕様書第1005条第項を基本とする。

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

1月当たり

作業区分	単位	数量	階級	備考
定例打合せ	人	1. 2	技師（A）	移動時間含む。2回／月を標準とする。

- 備考
1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
 4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1) 業務計画

1業務当たり

作業区分	単位	数量	階級	備考
業務計画	人日	1. 4	技師（A）	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

2) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	階級	備考
工事管理	人日	0. 4	技師（A）	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

1ヶ月当たり

作 業 区 分	単位	数 量	階 級	備 考
指揮・監督業務	人日	1. 1	技師 (A)	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0. 5を乗じる。
担当技術者	式	1. 0	技師 (C)	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1. 0		

(注) 指揮・監督業務においては管理技術者を対象とする。

担当技術者については、以下の通りとする。

- ・担当技術者 (式/月) = 基準日額 × 必要人数 × 19.5人/日・月 + 超過業務標準相当額
- ・設計表示単位は、積算表示、契約表示とも0. 1月とする。(小数第2位四捨五入)
- ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。
- ・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

ただしA、Bは以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \quad B = \text{割増対象賃金比}$$

6. 業務用事務室賃料等

- 1) 事務室賃料、駐車場賃料、事務室敷金 (保証金) ・礼金、共益費 (管理費) 等を計上する場合は、発注事務所付近の物件を任意で選定して見積を徴収したうえで価格決定し、直接経費として計上する。
- 2) 見積徴収の方法は、工事における材料単価の見積に準ずることとする。
- 3) 業務用事務室賃料等については、仕様・規格が不明瞭であるため、積算単価を特記仕様書に明示することとする。
- 4) 設計表示単位は1式とし、内訳の事務室賃料、駐車場賃料、共益費 (管理費) 等は0. 1月 (小数第2位四捨五入)、事務室敷金 (保証金) ・礼金は1式として計上する。
- 5) 事務室賃料、駐車場賃料、共益費 (管理費) 等の数量は、入居時期は契約後0. 5ヶ月とし、退去次期は履行期限月末として算定する。
(一般的に事務室賃料等は入居日は日割換算で、退去月は1ヶ月分の費用を要するため。)

③④電子基準点のみを既知点とした２級及び３級基準点測量

１．電子基準点のみを既知点とした２級及び３級基準点測量（新点）

（１）適用範囲

国土地理院が制定した電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアルを使用して２級及び３級基準点を設置するときに適用する。

（２）歩掛

国土地理院の下記リンク先のホームページに掲載の「電子基準点のみを既知点とした基準点測量」の参考歩掛を利用する。

<https://www.gsi.go.jp/gijyutukanri/gijyutukanri40004.html>

（３）その他

歩掛は積算開始日時点のものとし、見積参考資料に適用した歩掛表を記載する。

土 木 工 事

①路面切削工（排水層線状切削）

1. 適用範囲

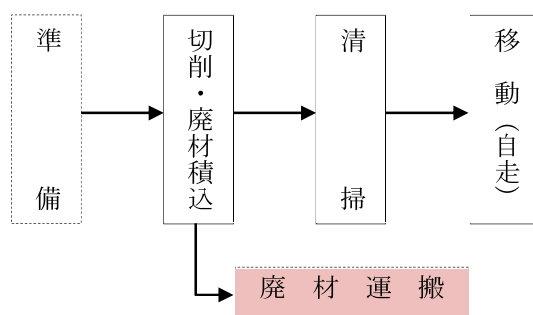
本資料は、路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業の内、排水層（路肩約 30 cm 部分）における切削深さ 10 cm 以下の切削作業の場合に適用する。

ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面は除く。

道路打ち換え工のための舗装版とりこわしには適用できない。

2. 施工概要

施工フローは、下記を標準とする。



（注）本歩掛で対応しているのは、実践部分のみである。

3. 機種の選定

路面切削工（排水層）で使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表1 機種の選定

作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要
路面切削	路面切削機	ホイール式2m級切削幅0.3m	台	1	
路面清掃	路面清掃車	ブラシ式1.5m ³ 四輪式	〃	1	
廃材積込	ホイールローダー	0.4m ³ 排出ガス対策型1次基準	〃	1	

4. 標準歩掛

表2 標準歩掛 (100m²当り)

職種	施工区分	施工規模	4,000m ² 未満 4,000m ² 以上	
			切削深さ 5cm以下	
土木一般世話役	人		1.00	0.83
特殊作業員	人		1.00	0.83
普通作業員	人		4.00	3.33
路面切削機運転	日		1.00	0.83
路面清掃車運転	日		1.00	0.83
ホイールローダ運転	日		1.00	0.83

（注） 1. 施工区分における施工規模は、1 工事の全切削面積を対象とする。（排水層に限定しない）

5. 諸 雑 費

諸雑費は下記事項の費用であり、労務費と組み合わせ機械（路面切削機、路面清掃車、廃材積込機械）の機械損料及び運転経費の合計額に下表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- (1) 切削作業に使用する雑器具（スコップ、ホウキ、レーキ等）の費用
- (2) 路面切削機のビットの損耗費
- (3) 路面清掃車のブラシの損耗費

表3 諸雑費率 (100㎡当り)			
職種	施工区分	施工規模	4,000㎡未満 4,000㎡以上
		切削深さ	5cm以下
諸雑費率	%		9 11

- (注) 1. 路面清掃車は、業者持込みによる場合を標準とする。
 2. 段差すりつけは含まない
 3. 施工区分における施工規模は、1 工事の全切削面積を対象とする。(排水層に限定しない)

6. 単価表

(1) 機械運転単価表

機械名	規格	適用単価表	指定事項
路面切削機	ホイール式2m級 切削幅0.3m	機－18	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 161
			機械損料数量→ 1.54
路面清掃車	ブラシ式1.5㎡ 四輪式	機－19	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 71
			機械損料数量→ 1.40
ホイールローダ	排ガス1次基準 0.4㎡	機－19	運転労務数量→ 1.00
			燃料消費量→ 14
			機械損料数量→ 1.50

7. 建設機械損料

(1) 建設機械損料

機械名	規格	供用1日当たり換算値 損料(円)
路面切削機	ホイール式2m級切削幅0.3m	213,250